

男女共同参画プラン日光

一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして
後期計画

平成24年3月

日光市

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 ^{ひと}女と^{ひと}男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日

都市宣言の日を記念して、毎年3月に「日光市男女共同参画週間」を設けています。

はじめに

少子高齢化の進展など大きく変化する社会経済情勢の中で、男女が共に互いの人権を尊重し、豊かで活力のある社会の実現を図るため、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市におきましては、平成20年3月に「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、今なお性別によって役割を固定的にとらえる意識、慣行などが存在し、男女共同参画社会を実現するには多くの課題が残されています。

これからの時代は、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を形成し、人と人の心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要です。そこで平成20年3月に、平成20年度から27年度までの8年間を計画期間とする「男女共同参画プラン日光」を策定いたしました。このたび、社会の動向や変化に適切に対応し、施策を効果的に推進するため、中間年にあたり、前期プランの見直しを行ったところです。

後期プランにつきましては、「日光市男女共同参画推進条例」にあります7つの基本理念を柱として、市民の意識や日常生活の状況などからみえる本市の課題を踏まえ、施策の方向を定めました。

「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」をめざして、これまで培ってきた市、市民、事業者、各種団体等との「協働」を軸に、男女共同参画社会の構築に向けて、市政経営を総合的、計画的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、男女共同参画プラン検討委員会及び日光市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、ご意見、ご提言を賜りました多くの皆様に心からお礼申し上げます。



平成24年3月

日光市長 齋藤 文夫

■目次

第1章 計画の趣旨.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）.....	1
3. 計画の性格.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の策定体制.....	6
6. 計画の推進について.....	7
第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題.....	8
1. 人口・世帯等の状況.....	8
2. 女性の参画の状況.....	11
3. 家庭生活・職業生活の状況.....	12
4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況.....	14
5. 男女共同参画プラン日光の成果と課題.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	19
2. めざす姿.....	20
3. 基本目標.....	20
4. 計画の体系.....	21
第4章 計画の内容.....	22
I 意識をもとう.....	22
施策の方向1 男女の個人としての人権尊重.....	23
1 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	24
2 人権尊重意識の高揚.....	25
施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択.....	27
3 社会制度・慣行の見直しと意識改革.....	28
4 広報・啓発活動の充実.....	29
施策の方向3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実.....	30
5 家庭や地域社会における教育の充実.....	31
6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実.....	33
II 環境をつくろう.....	34
施策の方向4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現.....	35
7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援.....	36
8 援助を必要とする人への支援.....	39
9 安全・安心なまちづくり.....	41

施策の方向5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	42
10	子育て・介護サービスの充実	43
11	働きやすい職場環境の整備の促進	45
12	地域活動への参画促進	48
III	参画しよう	50
施策の方向6	政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進	51
13	政策・方針決定の場への女性の参画促進	52
14	人材育成の支援	53
IV	推進しよう	55
施策の方向7	国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進	56
15	国際的な取り組みの情報収集・提供	57
16	国際交流・支援の推進	58
施策の方向8	推進体制の充実	59
17	市の推進体制の充実	60
18	市民・地域・行政との連携	61
19	国や県・他自治体・関連機関との連携	62
資料編		63
1.	「男女共同参画プラン日光（後期計画）」策定経過	63
2.	日光市男女共同参画プラン（後期計画）検討委員会	64
3.	日光市男女共同参画社会づくり推進本部	66
4.	日光市男女共同参画審議会	68
5.	日光市男女共同参画推進条例	70
6.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	74
7.	男女共同参画社会基本法	81
8.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	85
9.	用語説明索引	95

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

日光市は、これまでの旧市町村の取り組みを尊重しつつ、市民と行政のパートナーシップのもと、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「男女共同参画プラン日光」を策定しました。

プラン策定後、平成21年4月1日の「日光市男女共同参画推進条例」の施行や平成22年3月の「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」の策定をはじめとする施策の推進により、男女共同参画は着実に進展していますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行や社会制度は依然として残っており、また、男女の家庭生活と職業生活・地域活動が両立しやすい環境の整備など、多くの課題が残されています。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みを踏まえつつ新たな課題に対応していくため、プランの中間年にあたる平成23年度にプランの見直しを行い、新たな「男女共同参画プラン日光（後期計画）」を策定します。

2. 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1975 (昭和 50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 「女子教職員等育児休業法」公布 		
1976 (昭和 51)		<ul style="list-style-type: none"> 民法改正(離婚復氏制度) 		
1977 (昭和 52)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 		
1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 企画部婦人青少年課設置 婦人行政連絡会議設置 栃木県婦人問題懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人指導者研修会開催(旧今市市) ※以降、毎年開催
1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3から1/2に) 		
1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ILO第156号条約(家族責任条約)採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「婦人のための栃木県計画」策定(昭和56～60) 	
1984 (昭和 59)		<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」及び「戸籍法」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> 日光市働く婦人の家完成(旧日光市)
1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年最終年世界会議(ナイロビ)開催 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 		
1986 (昭和 61)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議開催 「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「とちぎ新時代女性プラン」策定(昭和61～平成2) 	<ul style="list-style-type: none"> 今市市婦人団体連絡協議会設立(旧今市市)

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1987 (昭和 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・第 1 回婦人のつどい開催	
1988 (昭和 63)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足	・教育委員会社会教育課に婦人青少年係設置 (旧今市市)
1990 (平成 2)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・今市市女性問題懇話会設置 (旧今市市)
1991 (平成 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定	・「とちぎ新時代女性プラン (二期計画)」策定 (平成 3～7) ・「婦人総合センター (仮称) 基本構想」策定	・教育委員会社会教育課婦人青少年係を女性青少年係に改称 (旧今市市)
1992 (平成 4)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置	・「婦人総合センター (仮称) 基本計画」策定	・「いまいち女性行動計画」策定 (平成 4～13) (旧今市市) ・今市市女性広報紙「NEW MAN&WOMAN」創刊 (旧今市市) ・市民生活課に女性行政係を設置 (旧日光市)
1993 (平成 5)	・国連女性に対する暴力に関する宣言採択 ・国連世界人権会議 (ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・「パートタイム労働法」施行		・今市市女性問題研究会設置 (旧今市市) ・「市民のつどい」開催 (旧日光市) ※以降、毎年「N I K K O フォーラム」として開催
1994 (平成 6)	・「ILO 第 175 号条約 (パートタイム労働に関する条約)」採択 (ILO 総会) ・国際人口・開発会議 (カイロ)「行動計画」採択 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議 (北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化) ・ILO 第 156 号条約を批准	・財団法人とちぎ女性センター設立	・「審議会等委員における女性の登用計画書」作成 (旧今市市)
1996 (平成 8)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「とちぎ新時代女性プラン (三期計画)」策定 (平成 8～12) ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木男女共同参画推進本部設置	
1997 (平成 9)		・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「介護保険法」公布		
1998 (平成 10)				・教育委員会生涯学習部社会教育課女性行政推進室設置 (旧今市市) ・今市市男女共同参画社会づくり市民会議設置 (旧今市市)

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1999 (平成 11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正育児・介護休業法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県男女共同参画懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市市男女共同参画社会づくりのための市民意識アンケート調査」実施および報告書作成 (旧今市市)
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・日光市働く婦人の家(清滝)に女性行政係が移転 (旧日光市)
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン」策定(平成13～17) ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成13～17) 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部局を市長部局に移行し、総務部政策課に女と男政策推進室を設置 (旧今市市)
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言 (旧今市市) ・「男女共同参画のための日光市プラン」策定 (旧日光市)
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市市男女共同参画推進条例」施行 (旧今市市)
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定(平成17～20) 	
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン(二期計画)」策定(平成18～22) ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成18～22) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の5市町村が合併し、日光市が誕生 ・企画部に男女共同参画課を設置 ・日光市男女共同参画社会づくり市民会議設置 ・日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置
2007 (平成 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」一部施行 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^{※1})憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編により青少年男女共同参画課となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日光市女性団体連絡協議会」設立
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「パートタイム労働法」一部改正法施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画プラン日光」策定(平成20～27) ・男女共同参画都市宣言 ・「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成20～24)

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるとされています。

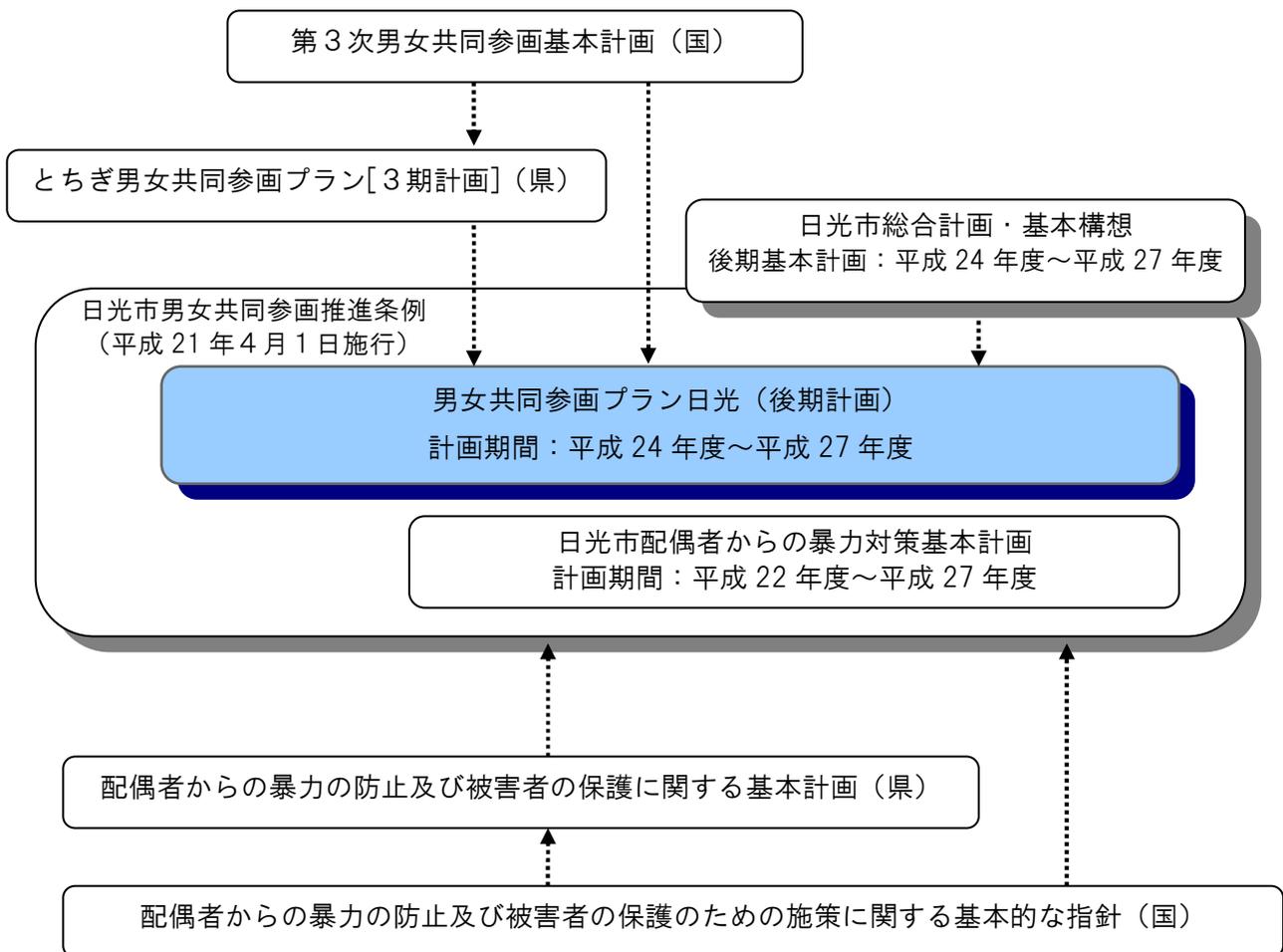
	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」世界閣僚級会合) 開催 (ニューヨーク) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 (平成 21~23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日光市男女共同参画推進条例」施行 ・機構改革により企画部男女共同参画課から健康福祉部人権・男女共同参画課となる ・男女共同参画審議会設置
2010 (平成 22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」策定 (平成 22~27)
2011 (平成 23)			<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン (三期計画)」策定 (平成 23~27) ・とちぎ男女共同参画センター開所 	

3. 計画の性格

このプランは、以下のような性格を持つものです。

- (1) 日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン（3期計画）」の内容と整合を図った計画です。
- (4) 「日光市総合計画」及び日光市におけるその他の関連計画との整合を図った計画です。
- (5) 日光市男女共同参画推進条例第8条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「基本計画」です。

■ プランの位置づけ



4. 計画の期間

男女共同参画プラン日光の計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間です。中間年の平成23年度に、社会情勢の動向や変化を踏まえつつ、現行計画の進捗状況等に基づいて見直し、平成24年度から平成27年度の4年間を後期計画とします。

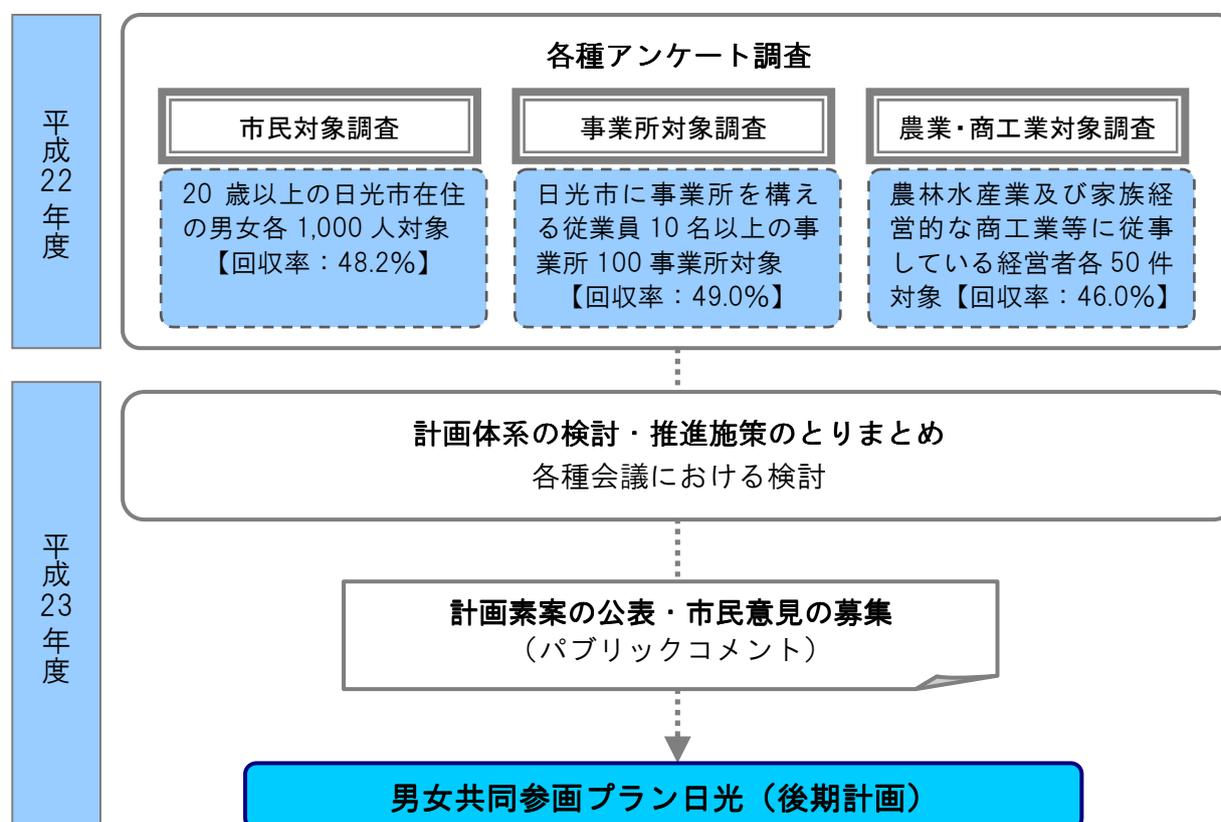
■計画の期間



5. 計画の策定体制

このプランは、以下のような体制により策定しました。

■計画の策定体制



6. 計画の推進について

このプランは、計画の達成度や主な事業の進捗状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、次の3点に取り組みます。

①「活動指標(アウトプット指標) = “何”を“どれくらい”やるか」の設定

主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、どのように評価していくかを検討します。

②「成果指標(アウトカム指標) = 取り組みの結果、“何”が“どのように”なっているか」の設定

基本目標について、平成27年度末の成果指標を設定し、その達成状況を把握して、次期プランに反映します。

③審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまでも、年次進捗状況報告書により、事業の進捗管理や実施主体による自己評価、日光市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後は、成果指標の達成状況についても報告し、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、プランがどの程度進んでいるかを市民にわかりやすい形で示すとともに、その後の取り組みの方向性に生かしていきます。

第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯等の状況

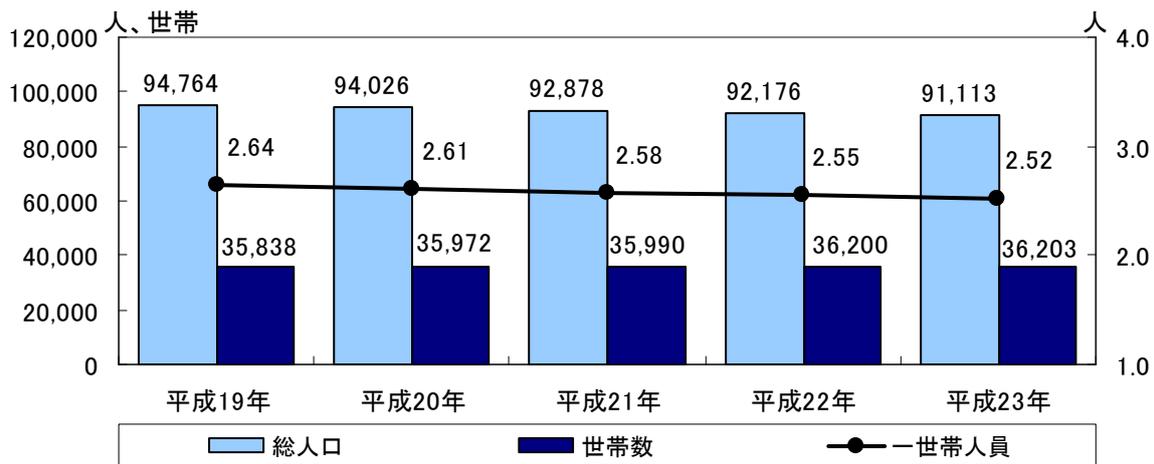
(1) 人口と世帯の状況

日光市の総人口は、近年、減少傾向となっており、平成23年4月1日現在で91,113人とこの5年間で約3,600人の減となっています。

また、年齢3区分別人口比率の推移をみると、0～14歳人口と15～64歳人口が減少し、65歳以上人口が増加していることから、日光市においても少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

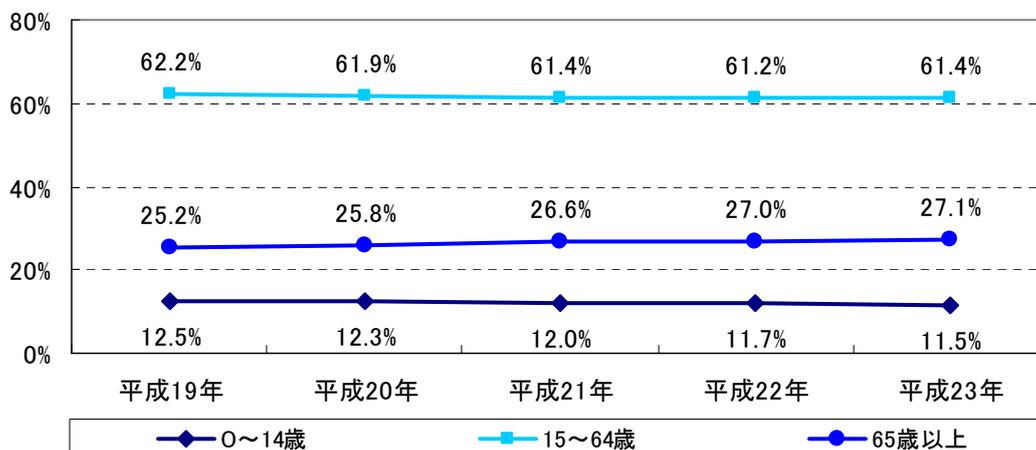
一方で、世帯数は年々増加傾向となっており、それに伴い一世帯あたりの人数は減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。

■図表1 総人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■図表2 年齢3区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

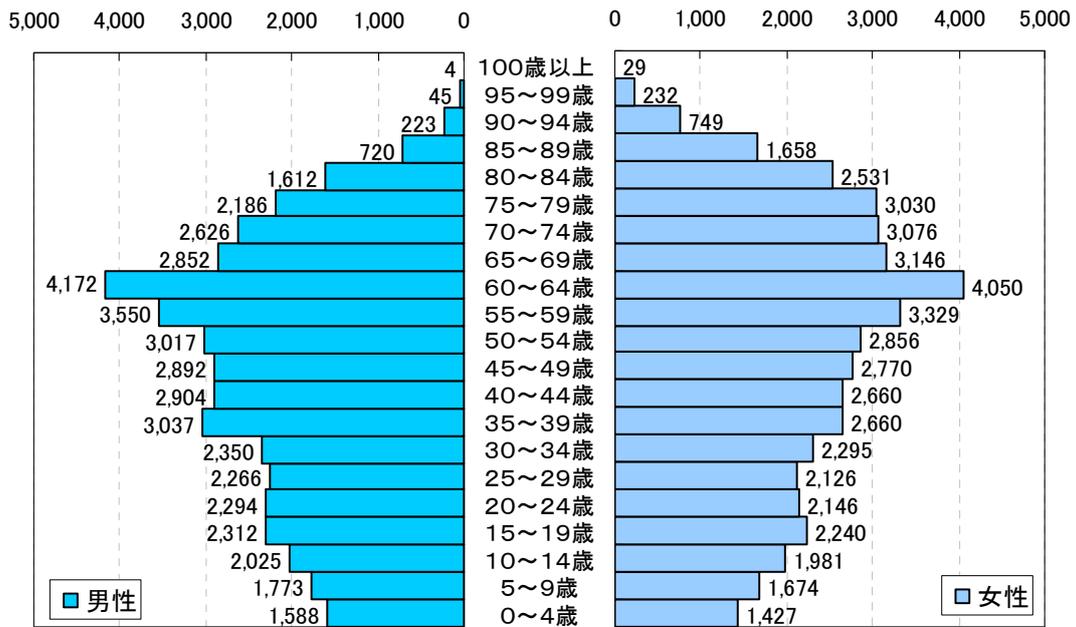
日光市の人口ピラミッドをみると、男女共に60～64歳が最も多く、今後高齢期を迎える層が多いことがうかがえます。

また、平均寿命の違いなどから65歳以上の高齢期で女性の割合が高くなる傾向にあります。

■図表3 人口ピラミッド

(人)

(人)



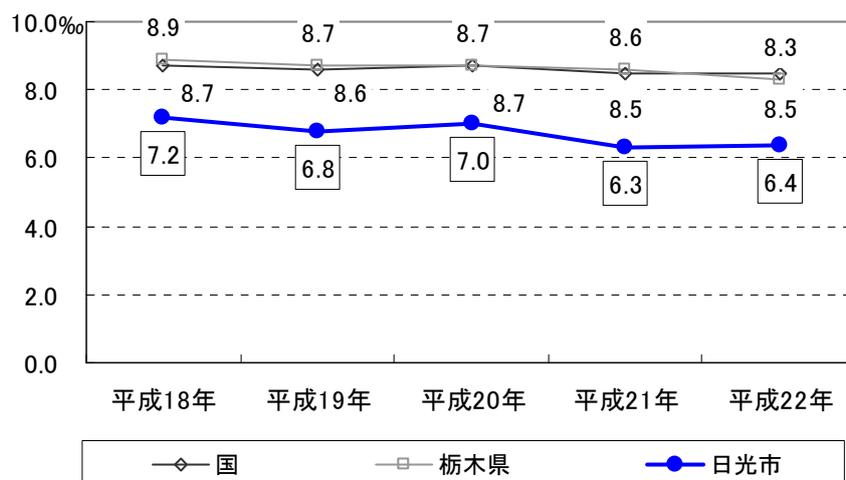
資料：住民基本台帳（平成23年4月1日現在）

(2) 出生の状況

日光市の出生率は、国・県に比べて大幅に低い値で推移しており、平成22年で6.4%となっています。

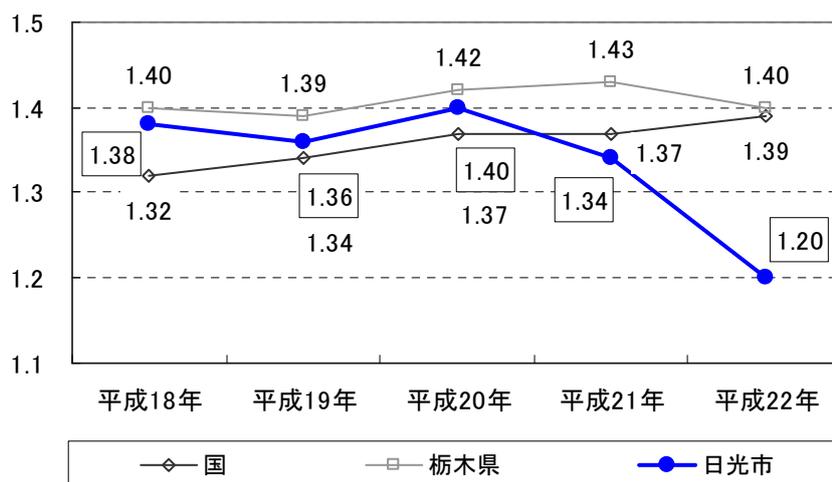
また、合計特殊出生率^{※2}は、平成22年で1.20となっています。国・県と比較すると、年によって差があるものの、おおむね国の数値より高く、県の数値より低い値で推移していますが、近年減少傾向となっています。

■図表4 出生率の推移（国・県との比較）



資料：栃木県保健統計年報

■図表5 合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



※平成22年は市独自算出

資料：栃木県保健統計年報

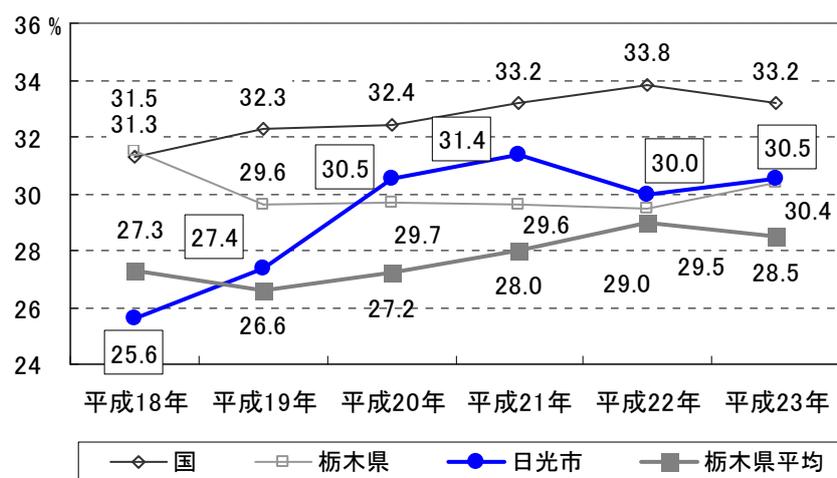
^{※2} 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

2. 女性の参画の状況

日光市の審議会等の女性委員比率をみると、平成23年10月1日現在で30.5%となっており、国の数値よりは下回っているものの、県や県平均の数値を上回っています。また、本市において女性委員がない審議会等は、11審議会等となっており、徐々に解消されています。

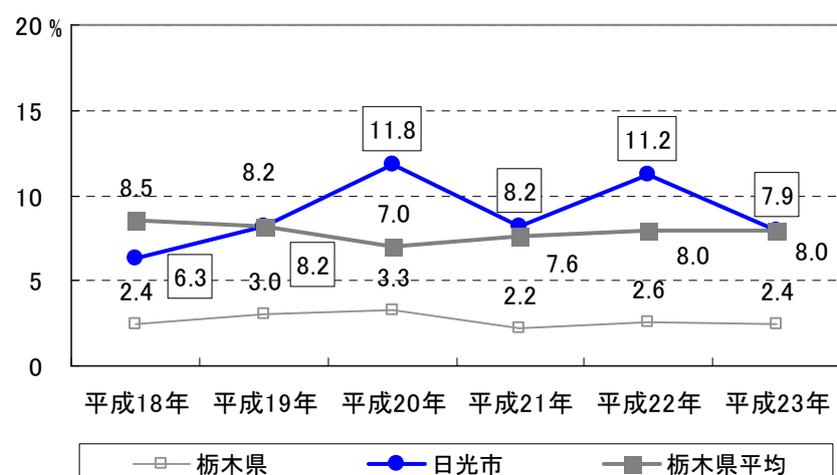
本市職員の管理職における女性比率についてみると、平成23年4月1日現在で7.9%となっており、平成18年と比較すると増加傾向にあります。

■図表6 審議会等における女性委員比率の推移（国・県との比較）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
 日光市：各年10月1日現在
 栃木県・栃木県平均：各年4月1日現在
 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ 各年9月30日現在

■図表7 県・市職員の管理職における女性比率の推移（県との比較）



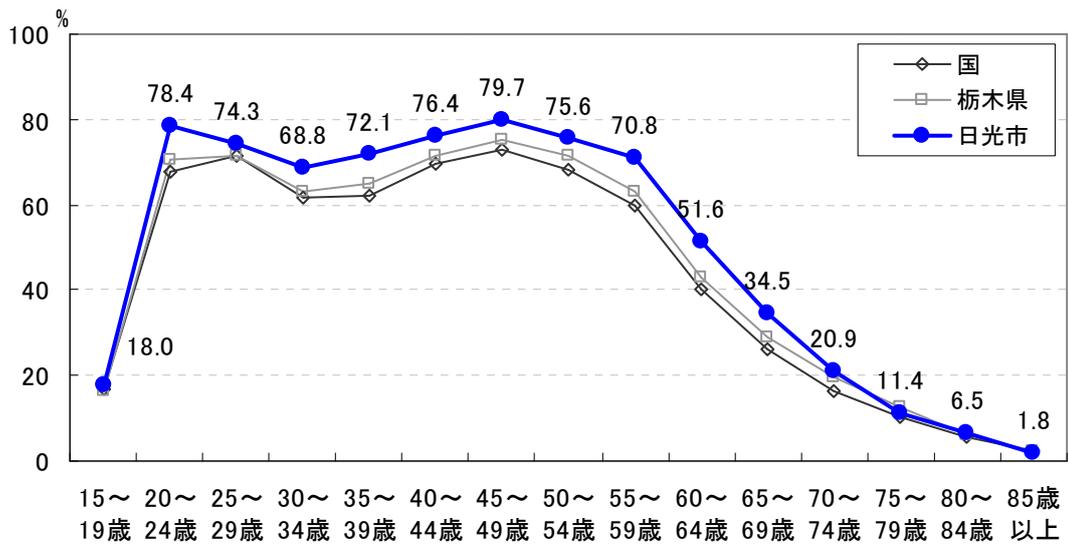
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

3. 家庭生活・職業生活の状況

(1) 女性の労働力率^{※3}の状況

平成 17 年国勢調査における女性の年齢別労働力率を国・県と比較すると、日光市では 85 歳以上を除くいずれの年齢区分においても国、県の数値を上回っています。

■ 図表 8 女性の労働力率の比較



資料：国勢調査（平成 17 年）

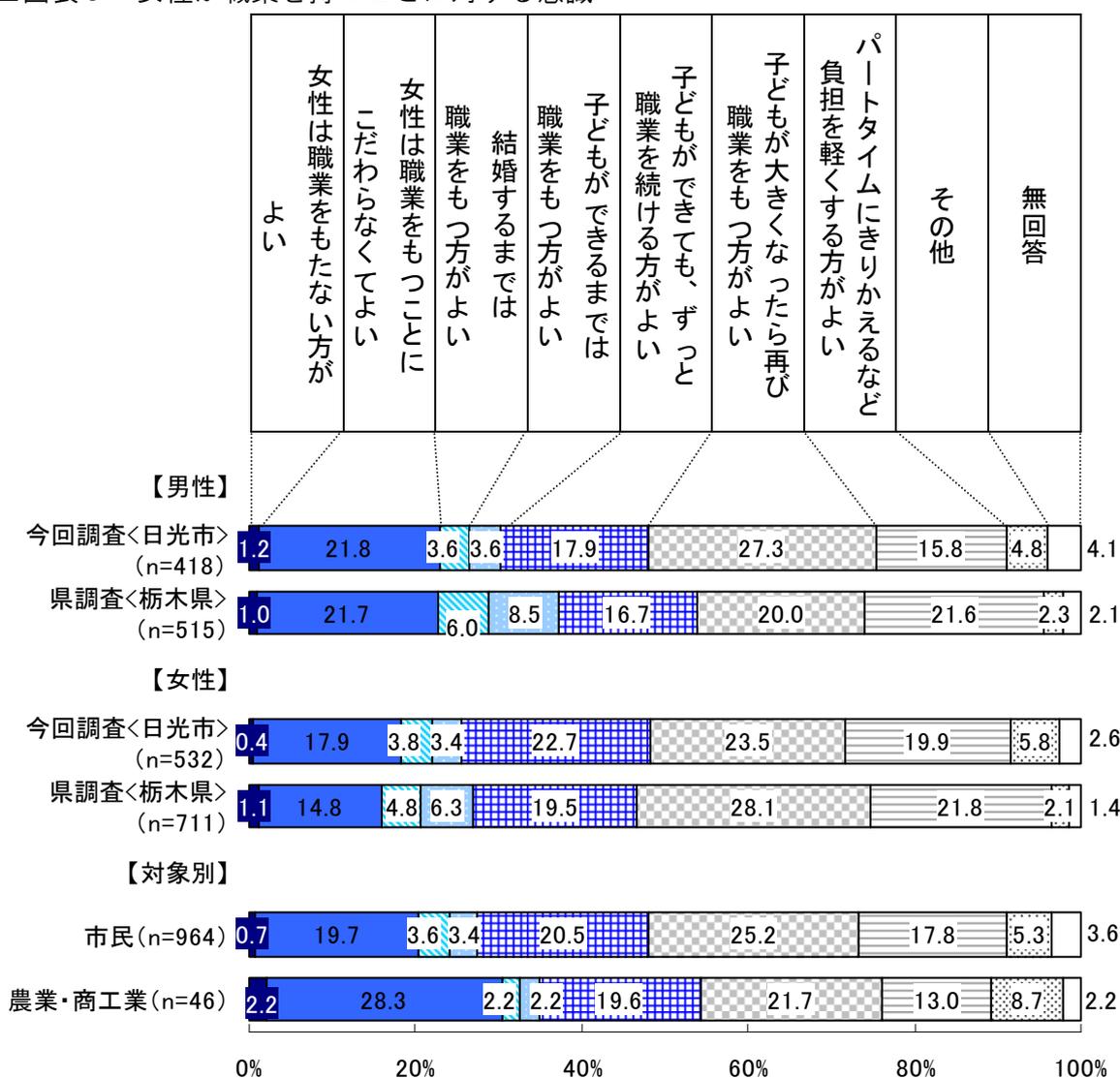
^{※3} 女性の労働力率：人口（日本では 15 歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

(2) 女性が働くことに対する意識

平成 23 年 1 月に実施した「日光市男女共同参画に関するアンケート（以下「アンケート」という。）」によると、女性が職業を持つことに対する市民の意識では、『就労継続』型の働き方と『子どもができたらいったんやめて再就職』型の働き方を支持する割合が男女共に高いものの、「女性は職業をもつことにこだわらなくてよい」との回答も高くなっています。県と比較すると、『パートタイム切り替え』型を支持する割合が低くなっており、日光市ではフルタイムでの就労を希望する割合が高いことがうかがえます。

また、市民対象と農業・商工業対象を比較すると、農業・商工業対象では「女性は職業をもつことにこだわらなくてよい」が最も高く、職業によって考え方に差があることがうかがえます。

■ 図表 9 女性が職業を持つことに対する意識



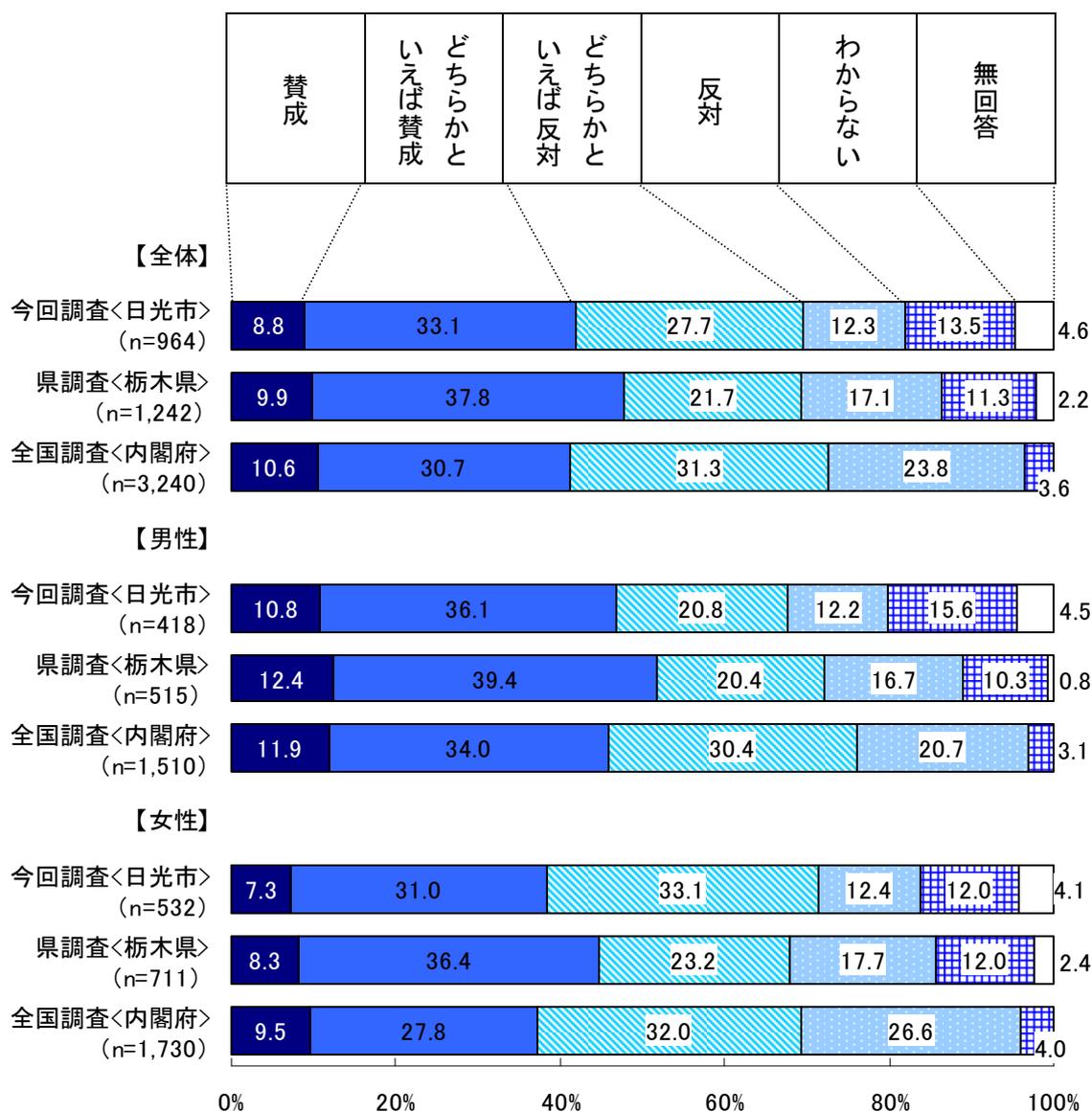
資料：日光市（平成 22 年度調査）、栃木県（平成 21 年度調査）

4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況

(1) 固定的な性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識については、男性では『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合）が、女性では『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合）が高くなっています。また、日光市では、県に比べると『賛成』とする割合が低く、全国に比べると『賛成』とする割合が高くなっています。

■図表 10 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて



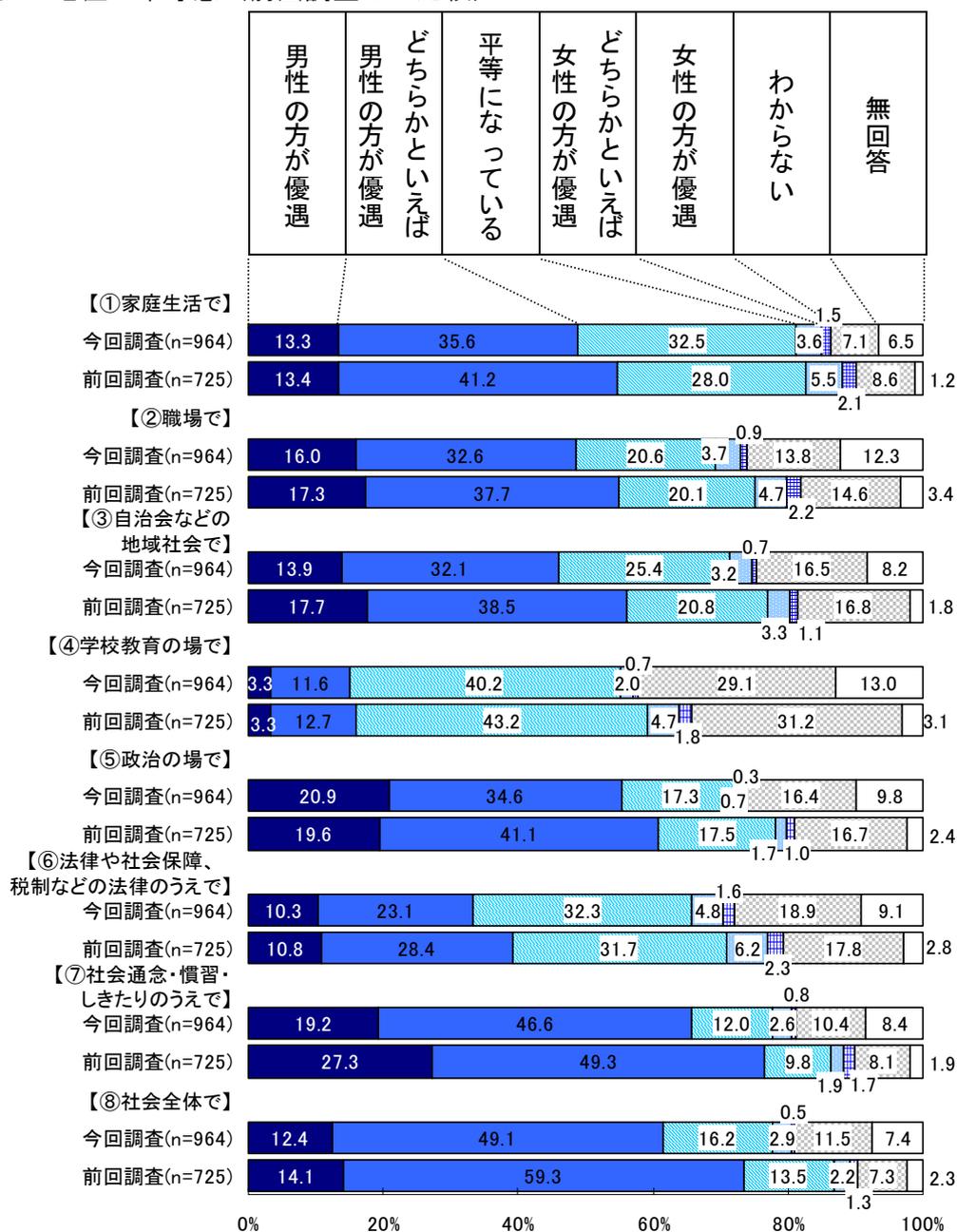
※全国調査には「無回答」がない

資料：日光市（平成 22 年度調査）、栃木県（平成 21 年度調査）、内閣府（平成 20 年度調査）

(2) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、平成 18 年度に実施した前回調査と比較して、「学校教育の場」と「政治の場」を除くすべての分野で『平等感』が高まっています。しかし、今回調査においても、依然として「社会通念・慣習・しきたりのうえ」、「政治の場」、「社会全体」で『男性優遇』が5割を超え、高くなっています。

■図表 11 男女の地位の平等感（前回調査との比較）



資料：日光市（今回調査：平成 22 年度、前回調査：平成 18 年度）

5. 男女共同参画プラン日光の成果と課題

平成 20 年度～平成 23 年度を計画期間とする「男女共同参画プラン日光」の進捗状況について、目標値などを元に評価を行いました。

基本目標 I 意識を変えよう

- 男女共同参画に関する市民アンケートの回収率については、平成 22 年度で 48.2%と目標値の 46.0%を上回りました。
- 社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合については、平成 18 年度と比較すると若干増加していますが、固定的な性別役割分担意識は依然として解消されていません。今後も引き続き、男女平等の意識と男女共同参画への理解を深めていく必要があります。
- 配偶者等からの暴力については、ドメスティック・バイオレンスという言葉を見たり聞いたことがない割合は 29.7%となっています。平成 22 年 3 月に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。引き続き、配偶者等からの暴力の防止に向けて、一層取り組んでいく必要があります。
- 学校、家庭や地域における指導者の養成や出前講座を実施しています。女性教育指導者研修の修了者数は増加しました。指導者数及び受講者数は減少しており、目標には至らない状況です。そのため、引き続き指導者の養成に努めるとともに、今後はその方々に活動の場を提供していく必要があります。

基本目標 I	目標設定指標	策定当初 (H18)	現状 (H22)	目標値 (H23)
施策の方向 1 男女の個人としての 人権の尊重	男女共同参画に関する市民アンケート回収率（市民意識調査）*2	36.2%	48.2%	46.0%
	社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合（市民意識調査）*2	13.5%	16.2%	20.0%
	配偶者等からの暴力について、理解していない人の割合（市民意識調査）*2	6.1%*1	29.7%*1-1	0.0%
施策の方向 3 男女共同参画の 実現に向けた教育・学習 機会の充実	女性教育指導者研修の修了者数	121 人	133 人	150 人
	家庭教育指導者*4 数	53 人	51 人	70 人
	ひかりの郷にっこう出前講座受講者数	4,661 人	4,057 人	6,000 人

*1 ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉をもっとく知らないと回答した人の割合。

*1-1 DVという言葉を知ったことがあるという人の割合 70.3%を 100%から引いた数値。

*2 表中に市民意識調査とあるものは、平成 18 年及び平成 22 年に市が実施した「男女共同参画に関するアンケート」から数値を把握しています。（以下同じ）

*4 家庭教育指導者：家庭教育のリーダーとして栃木県教育委員会主催の研修を受けた人で、家庭教育や子育てについて講座や相談活動を行うなど、地域に根ざした家庭教育支援を行います。

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

- 子育てに関する施策については、放課後児童クラブの利用人数と育児相談件数については増加しています。今後も引き続き、仕事と子育ての両立を支援するための子育て施策の充実を図る必要があります。
- 高齢者の生きがいがづくりに関する施策については、杉並木大学校の受講者数やシルバー人材センター会員数は減少しているものの、在宅介護オアシス支援施設数は増加しています。今後も、高齢者の生きがいがづくりのほかに、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者のいる家庭を支援する施策を展開していく必要があります。
- 安全安心な地域づくりについては、NPO法人数とクリーンパートナー数は増加しているものの、安全安心パトロール隊員数は減少しています。
- 農業分野の職場環境の整備については、農業家族経営協定^{※5}の締結数や女性の認定農業者^{※6}数は増加しており、女性の参画は進んできています。今後も、さらに豊かで活力ある開かれた農業・農村の実現のため、女性の参画を支援していく必要があります。

基本目標Ⅱ	目標設定指標	策定当初 (H18)	現状 (H22)	目標値 (H23)
施策の方向4 男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり	放課後児童クラブ設置校数	20校	19校	25校
	放課後児童クラブ利用人数	1,391人	1,413人	2,300人
	育児相談件数	395件	546件	450件
	杉並木大学校（高齢者の生きがいがづくり講座）受講者数	95人	76人	100人
	シルバー人材センター会員数	699人	636人	800人
	在宅介護オアシス支援施設数	12ヶ所	14ヶ所	14ヶ所
	NPO法人数	33法人	38法人	45法人
	安全安心パトロール隊員数	4,753人	3,187人	5,000人
施策の方向5 男女が共に働きやすい職場環境整備	クリーンパートナー登録数	18団体	39団体	25団体
	農業家族経営協定の締結数	96戸	117戸	150戸
	女性の認定農業者数	8人	15人	14人

^{※5} 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っており、話し合っている協定です。

^{※6} 認定農業者：魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

基本目標Ⅲ 参画しよう

- 審議会・委員会等における女性委員の割合については、目標値の35%にまだ達していませんが、平成22年現在で30.0%となっています。女性委員のいない審議会・委員会等については、徐々に解消されています。今後も引き続き、女性の人材育成を進め、政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を促進していく必要があります。
- 市民の市政運営への参画については、市民活動支援センターの登録団体数や自主防災組織の増加により、活発化していることがうかがえます。今後は、その活動自体に男女共同参画の視点を取り込んでいく必要があります。

基本目標Ⅲ	目標設定指標	策定当初 (H18)	現状 (H22)	目標値 (H23)
施策の方向6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進	審議会・委員会等における女性委員の割合（女性委員のいない審議会・委員会等の数を0にすることを目標とする）	25.6% (21)	30.0% (18)	35.0% (0)
	市民活動支援センター ^{*7} 登録団体数	55 団体	95 団体	60 団体
	パブリックコメント意見数（1件あたりの意見数）	2 件	1.7 件	10 件
	自主防災組織数	175 組織	207 組織	205 組織

基本目標Ⅳ 推進しよう

- 職員研修の受講率については、増加しており、目標を達成しています。今後は、職員研修の内容に男女共同参画の視点を取り込んでいく必要があります。
- 育児休業を取得した男性職員数については、5人と増加しているものの、目標まではほど遠い状況です。そのため、男性の育児参加に対する意識改革と制度を利用しやすい職場環境をつくり、市民のお手本になるよう努める必要があります。

基本目標Ⅳ	目標設定指標	策定当初 (H18)	現状 (H22)	目標値 (H23)
施策の方向8 行政の推進体制の充実	職員研修受講率	88.6%	92.6%	92.0%
	育児休業を取得した男性職員数	1 人	5 人	15 人

^{*7} 市民活動支援センター：『市民が主役のまちづくり』を担うボランティアや市民活動団体の拠点施設として日光市が設置しています。
主に、市民活動団体等の活動への助言・支援・市民活動のリーダー養成・NPO設立支援・市民活動及びボランティア団体の交流の推進等を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

このプランは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人としての能力を発揮できる機会が確保されることが必要です。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されることが必要です。

(2) 社会における制度または慣行の見直しと意識改革

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの生き方を自ら選択できるように社会の制度や慣行を見直し、意識改革を進めていきます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策やあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保していきます。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

男女が家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と社会における活動との両立ができるよう配慮します。

(5) 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施

家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育を、男女の人権の尊重を基本として行います。

(6) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた協調ある取り組み

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係があることから、常に国際社会の動向を注視し、協調ある取り組みを進めていきます。

2. めざす姿

日光市では、市民と行政のパートナーシップのもと、

一人ひとりが輝く男女共同参画社会

をめざす姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進していきます。

3. 基本目標

このプランは、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の構築をめざしています。このめざすべき男女共同参画社会の実現に向けて、市民・団体・事業者・行政が一体となって取り組み、各分野における施策が推進できるよう、先に掲げた7つの基本理念を踏まえて、次の4つの基本目標を掲げました。

I 意識をもとめ

男女平等意識を高め、お互いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できるよう社会制度や慣行を見直すとともに、すべての市民が男女平等意識を持つことができるよう、働きかけます。

II 環境をつくらう

男女が共に健やかに暮らすことができるとともに、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境をつくりま

III 参画しよう

誰もが暮らしやすい社会をつくるため、男女が共に自立した個人として、あらゆる分野に積極的に参画します。

IV 推進しよう

男女共同参画の推進に係る国際的な動きと密接に連動するとともに、市民・団体・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で総合的・計画的に施策を推進します。

4. 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向	施策	
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	I 意識をもとう	1 男女の個人としての人権尊重 【基本理念①】	1 男女間のあらゆる暴力の根絶	
			2 人権尊重意識の高揚	
		2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択 【基本理念②】	3 社会制度・慣行の見直しと意識改革	
			4 広報・啓発活動の充実	
		3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実 【基本理念⑤】	5 家庭や地域社会における教育の充実	
			6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実	
		II 環境をつくろう	4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現 【基本理念⑥】	7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援
				8 援助を必要とする人への支援
				9 安全・安心なまちづくり
	5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 【基本理念④】		10 子育て・介護サービスの充実	
			11 働きやすい職場環境の整備の促進	
			12 地域活動への参画促進	
	III 参画しよう	6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進【基本理念③】	13 政策・方針決定の場への女性の参画促進	
			14 人材育成の支援	
	IV 推進しよう	7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進 【基本理念⑦】	15 国際的な取り組みの情報収集・提供	
			16 国際交流・支援の推進	
		8 推進体制の充実	17 市の推進体制の充実	
			18 市民・地域・行政との連携	
			19 国や県・他自治体・関連機関との連携	

第4章 計画の内容

I 意識をもと

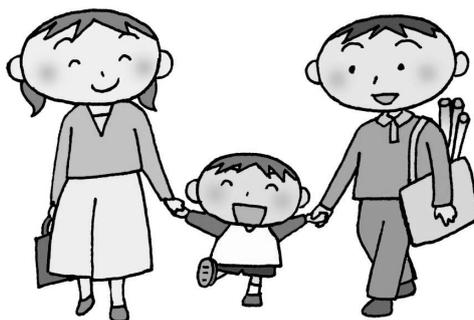
男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女が共に互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

特に配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けていくことが重要です。

また、アンケートから、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、「社会通念・慣習・しきたりのうえ」、「政治の場」、「社会全体」などでは、女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高くなっていることがわかりました。このような意識は、長い時間をかけて形成されてきたものであり、時代とともに意識が変わりつつありますが、すぐに改善されるものではありません。

そのため、少しずつ社会慣行や制度が見直され、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しでも市全体の意識が改善されるよう、引き続き、広報・啓発活動を行います。

特に、男女共同参画に関する認識を深めるためには、教育が重要な位置を占めることから、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実を図ります。



施策の方向1 男女の個人としての人権尊重

現状と課題

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

また、女性と男性がより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

しかし、配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント^{※8}等の人権を侵害する行為が男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。

特にDVは、家庭内で行われるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、潜在化しやすい傾向にあります。

また、DVの被害者の多くは、女性となっていますが、近年では男性の被害者も少なからずおり、その対策が求められています。さらに、内閣府の調査では若い世代における交際相手からの暴力（デートDV^{※9}）も問題になっています。

このことにより、平成19年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（改正DV防止法）」が施行され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されるなど、対策の強化が求められています。

上記の流れを踏まえ、本市においても、改正DV防止法に基づき、市民に最も身近な行政機関として、平成22年3月に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定するとともに、配偶者暴力相談支援センター^{※10}を設置し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施しています。

今後も引き続き、人権尊重に基づく男女共同参画意識を確立するため、講座等を通じた啓発活動や情報提供を進めるとともに、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」と連携しながら、条例の理念のもと、DVの根絶を総合的かつ一体的に推進していく必要があります。

※8 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

※9 デートDV：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

※10 配偶者暴力相談支援センター：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

具体的な取り組み

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、暴力に関する一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関との連携のもと、それぞれの状況に応じ、被害者の立場に立ったきめ細やかで切れ目のない支援を行います。

■事業内容

事業1	配偶者暴力相談支援センターの運営	
事業の内容	事業効果	担当課
被害者にとって最も身近な相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談に総合的かつ円滑に対応します。	DV被害者の保護やあらゆる暴力の根絶に向けた対策に総合的に取り組むことができます。	人権・男女共同参画課

事業2	DV防止講演会の開催	
事業の内容	事業効果	担当課
DV問題について正しい理解を促すため、年1回講演会を開催します。	DV問題について正しい理解を促すことで、暴力の根絶に向けた市民の意識が向上します。	人権・男女共同参画課

事業3	「女性に対する暴力をなくす運動 ^{※11} 」の推進	
事業の内容	事業効果	担当課
毎年11月12日から11月25日に行われている、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とした「女性に対する暴力をなくす運動」についての啓発記事を市広報に掲載します。	女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることで、暴力の根絶に向けた市民の意識が向上します。	人権・男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
保護命令 ^{※12} の決定率 (年間)	67%	100%
配偶者等からの暴力について理解していない人の割合 (市民意識調査)	29.7%	0%

※11 女性に対する暴力をなくす運動：女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。

※12 保護命令：地方裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きい時、加害者に対し発する命令です。「接近禁止命令」と「退去命令」があり、加害者が保護命令に違反すると、刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に処せられます。

2 人権尊重意識の高揚

誰もが性別にかかわらず一人の人間として個人が尊重され、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、様々な機会を通じた啓発活動や情報の提供を行い、男女共同参画の基本となる人権を尊重する意識をはぐくみます。

■事業内容

事業4		人権相談事業	
事業の内容		事業効果	担当課
地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設等における特設相談など人権擁護委員による人権相談を実施します。		様々な人権相談の内容に応じて必要な情報の提供や助言を行います。問題を抱える方の早期発見や適切な対応を図ることができます。	人権・男女共同参画課

事業5		人権の啓発活動の実施	
事業の内容		事業効果	担当課
人権に関する講演会や人権教育研修会などの各種啓発活動を行うとともに、児童生徒に人権について考えさせる授業を行います。また、学校において人権だよりを発行します。		男女の人権意識が高まることにより、慣習や伝統に基づく固定的な性別役割分担を是正するきっかけとなります。	生涯学習課 学校教育課

事業6		小中学生人権尊重啓発標語・ポスター募集事業	
事業の内容		事業効果	担当課
人権尊重の精神の涵養を目的として、全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集します。		標語やポスターの制作を通してあらゆる人権問題について考えることで、児童生徒の人権意識が高まります。	生涯学習課 学校教育課

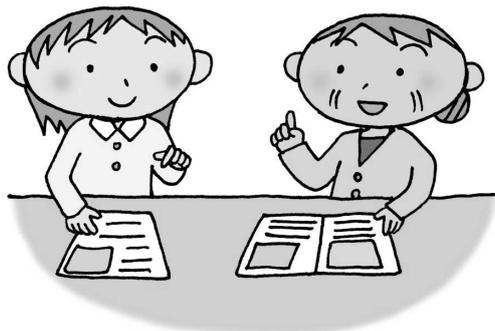
事業7		ひかりの郷にっこう出前講座	
事業の内容		事業効果	担当課
市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供します。		人権に関する講座を提供することで、市民の人権意識の向上につながり、市民自らが考え学ぶ学習機会が創出されます。	中央公民館

事業8 男女共同参画フォーラムの開催		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催します。	人権や男女共同参画に関する講演等により、市民の人権意識の向上につながり、市民自らが学ぶ学習機会が創出されます。	人権・男女共同参画課

事業9 男女共同参画セミナーの開催		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。	地域が必要とするテーマで講演を行うことで、人権意識の向上につながり、市民自らが考え学ぶ学習機会が創出されます。	人権・男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
地域における人権相談実施回数	79回	90回



施策の方向2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択

現状と課題

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

国において男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過し、その間、日光市においても条例を制定するなど、計画に基づき、様々な施策を推進しています。

しかし、私たちの意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」等の固定的な性別役割分担意識が気づかないうちに働き、男女の生き方を固定することにより、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっているものが少なくありません。

平成22年度に実施したアンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識については、県に比べると割合は低いものの根強く残っており、また、「男女共同参画社会」や「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度は非常に低くなっている状況です。

日光市においては、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナーの開催や広報紙「はーとふる日光」を発行するなど、男女共同参画に関する啓発を行ってきましたが、アンケートの結果を見ると、広報紙「はーとふる日光」の認知度は4割と比較的高いものの、それ以外は2割に満たないものが多く、取り組み自体が浸透していないことがうかがえます。

そのため、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭、学校、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、講演会や広報紙などの様々な機会や広報媒体を通じた広報・啓発活動を進める必要があります。

具体的な取り組み

3 社会制度・慣行の見直しと意識改革

男女の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会の妨げとなっている社会制度・慣行について見直しを進めるとともに、市民一人ひとりの意識改革を促進します。

特に、講座等については、これまで参加の少なかった男性の参加者の増加を促し、性差の役割分担を考えるきっかけとします。

■事業内容

事業 10		男女共同参画フォーラムの開催【再掲】	
事業の内容	事業効果	担当課	
男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催します。	男女の人権意識が高まることにより、慣習や伝統に基づく固定的な性別役割分担を是正するきっかけとなります。	人権・ 男女共同参画課	

事業 11		男女共同参画セミナーの開催【再掲】	
事業の内容	事業効果	担当課	
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。	地域が必要とするテーマで講演を行うことで、男女の人権意識を高め、慣習や伝統に基づく固定的な性別役割分担意識を是正するきっかけとなります。	人権・ 男女共同参画課	

事業 12		広報紙「はーとふる日光」の発行	
事業の内容	事業効果	担当課	
男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行します。	全世帯に広報紙「はーとふる日光」を配布することにより、広く市民の男女の人権意識を高め、慣習や伝統に基づく固定的な性別役割分担意識を是正するきっかけとなります。	人権・ 男女共同参画課	

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
男女共同参画フォーラムの男性の参加者の割合	27.1%	40%
社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合（市民意識調査）	16.2%	30%

4 広報・啓発活動の充実

男女共同参画に関する市民の理解を深めるとともに、市の男女共同参画に対する取り組みの周知度をあげるため、様々な機会や広報媒体を通じて、広報・啓発活動を行います。

■事業内容

事業 13		広報紙「はーとふる日光」の発行【再掲】	
事業の内容		事業効果	担当課
男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行します。		全世帯に配布される広報紙「はーとふる日光」の発行は、男女共同参画の視点に立った正しい情報が発信されます。また、市民の男女共同参画に対する理解が深まるとともに、意識の向上につながります。	人権・ 男女共同参画課

事業 14		市ホームページへの掲載	
事業の内容		事業効果	担当課
市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載します。		市ホームページに男女共同参画の記事を掲載することで、男女共同参画の理念の周知が図れます。	人権・ 男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
広報紙「はーとふる日光」の認知度 (市民意識調査)	40.2%	50%
男女共同参画に関する市民アンケート回収率 (市民意識調査)	48.2%	50%

施策の方向3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

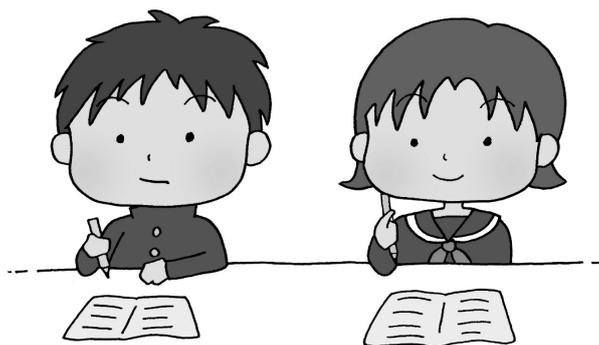
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。男女平等意識をはぐくみ、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

アンケートにおいても、日光市において男女共同参画を実現するために必要なこととして、「学校で男女平等意識をそだてる教育をする」が5位回答となっており、保育園や幼稚園、学校において、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、他人を思いやり、尊重するというような人権意識や男女平等観に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められています。

また、男女の地位の平等感については、家庭、地域、職場などに比べ、学校教育の場における平等感が最も高くなっています。学校ではぐくまれた男女平等意識が家庭、地域、職場において生かされるためには、社会においても男女平等となっていなければなりません。

そのため、女性も男性も一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会の様々な分野に参画することができるよう、生涯を通じて学習の機会が確保されることが重要です。



具体的な取り組み

5 家庭や地域社会における教育の充実

市民が生涯にわたって男女共同参画について学ぶことができ、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、多様な学習機会の提供を行います。

また、男女平等意識をはぐくむうえで、乳幼児期からの家庭環境は大きな影響を持つことから、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する指導者の育成や講座等の充実に努め、家庭における教育力の向上を支援します。

■事業内容

事業 15 家庭教育指導者を活用した講座の開催		
事業の内容	事業効果	担当課
家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラムなど家庭教育に関する研修修了者が所属する団体が実施する講座の開催を推進します。	地域社会における家庭教育推進の中心的な役割を担い、家庭の教育力の向上につながります。	生涯学習課

事業 16 家庭教育関係講座・講演会の開催		
事業の内容	事業効果	担当課
家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、保護者だけではなく家庭教育にかかわる多くの人に提供します。	家庭における男女共同参画を实践でき、子どもころから、男女共同参画意識をはぐくむことにつながります。	生涯学習課

事業 17 ひかりの郷にっこう出前講座【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供します。	興味のある分野を気軽に学ぶことができる機会を提供することで、社会のあらゆる分野に参画するきっかけづくりとします。	中央公民館

事業 18 男女共同参画フォーラムの開催【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催します。	市民の男女共同参画意識の向上につながります。また、市民自らが考え学ぶ学習機会を創出できます。	人権・男女共同参画課

事業 19 男女共同参画セミナーの開催【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。	市民自らが考え学ぶ学習機会を創出できます。また、地域のニーズにあったセミナーを開催することで、市民の積極的な参加につながります。	人権・ 男女共同参画課

事業 20 広報紙「はーとふる日光」の発行【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行します。	全世帯に広報紙「はーとふる日光」を配布することにより、市民の男女共同参画意識の向上につながり、市民自らが考え学ぶ学習機会が創出されます。	人権・ 男女共同参画課

事業 21 市ホームページへの掲載【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載します。	市のホームページに記事を掲載することで、市民の男女共同参画意識の向上につながります。	人権・ 男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
家庭教育指導者数 (累計)	51 人	55 人

6 学校・幼稚園・保育園における教育の充実

学校教育において、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員等についても、男女共同参画に関する教育を推進するため、研修会等への参加を促進します。

■事業内容

事業 22 保育、幼児教育、学校教育の現場における人権教育の推進		
事業の内容	事業効果	担当課
幼保小連携推進協議会等の場において、保育士、幼稚園教諭、教職員に対する男女共同参画の視点を含めた人権教育に関する研修を実施します。	保育、幼児教育の現場を通し、幼児期において男女共同参画意識の定着が図れるとともに、男女の人権に配慮した一人ひとりの個性を伸ばす教育が推進できます。	学校教育課 子育て支援課

事業 23 学校教育における性教育事業		
事業の内容	事業効果	担当課
各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施します。	児童生徒が性に関して正しく理解ができるとともに、自分と相手を大切に生きる方を学ぶことができます。	学校教育課

事業 24 児童、生徒への人権教育の推進		
事業の内容	事業効果	担当課
教科学習や特別活動などの学校教育全体を通じて、児童や生徒が男女の固定的イメージや役割分担意識を持つことがないよう、男女共同参画を推進する教育を行います。	男女平等の理念を児童生徒に周知でき、個性を生かす学校教育の向上につながります。	学校教育課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合	27.5%	70%

II 環境をつくろう

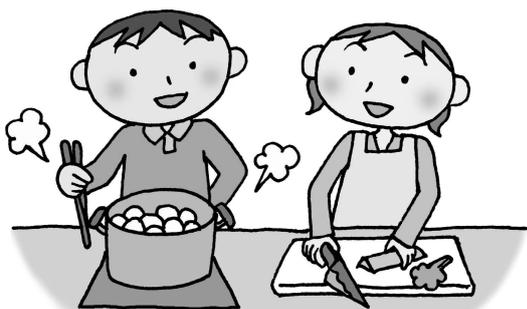
男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

急激な少子化により、わが国の人口は減少傾向にあることから、男女が共に、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取り組みが重要とされています。

このワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや介護、家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、めざすべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、日本全体でめざしていくという大きな方向性が示されています。

このことから、一人ひとりが理想の生活に近づけるよう、社会全体で取り組むことの必要性や、ワーク・ライフ・バランスの重要性を広く周知し、啓発を進めます。

また、男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女共同参画を推進するための前提となるものです。そのため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身につけられるよう教育・啓発に努めるとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう健康づくりへの支援を進めます。



施策の方向4 生涯を通じた心身の健康な生活の実現

現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。そのため、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康な生活を実現できるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産等、生涯を通じて男性とは異なる身体上の問題に直面することがあることから、こうした問題について互いに十分理解することが必要です。

こうした状況を踏まえて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動して、自分の健康を管理することができるよう、健康づくり事業に取り組む必要があります。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、それぞれの能力を発揮した社会参画を進めるためには、様々な支援が必要です。

高齢者は、経済的基盤が脆弱であることに加え、社会的なつながりの希薄化等により、地域や社会から孤立した暮らしになりがちであり、社会参画が難しい状況です。

障がい者やひとり親家庭については、生活の場の確保や安定した収入の確保など自立した生活に向けて、様々な困難に直面している状況です。

そのため、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の様々な困難を抱える人々が生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、地域全体で支え合う環境づくりが必要です。

さらに、市民一人ひとりを市民全体で守るという共通認識を持ち、だれもが安全・安心な生活が送れるよう、地域ぐるみで防災・防犯活動に取り組むとともに、健康へ影響を及ぼす環境の安全にも男女双方の視点から取り組む必要があります。

具体的な取り組み

7 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

男女が生涯を通し、的確に自己管理ができるよう支援します。

また、健康の保持増進に向けた健康指導やスポーツを通じた健康づくりや地域活動への参画が図れるよう講座等を開催し、ライフステージにあわせた総合的な支援を行います。

■事業内容

事業 25	プレママ ^{※13} 教室	
事業の内容	事業効果	担当課
妊婦やその家族を対象に、妊娠期から授乳期、乳児期の生活及び食事について、必要な知識を身に付けてもらい、健康維持のための生活習慣の基礎を作るとともに、また、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	妊娠・出産・育児を夫婦や家族と一緒に学ぶことができ、男女が共に協力して行う育児についての啓発が図られます。	健康課

事業 26	女性のためのハッピーライフ講座の実施	
事業の内容	事業効果	担当課
市内在住の 20～30 歳代の女性を対象に、『美しく健康なカラダ』を作るための運動の方法や栄養づくりについて学べる講座を開催します。	女性の健康づくりにつながり、自らのライフスタイルを見直すきっかけとなります。	健康課

事業 27	からだ改善教室の実施	
事業の内容	事業効果	担当課
市内在住の 20～30 歳代の男性を対象に、筋力トレーニングの方法について学べる講座を開催します。	市民の健康づくりにつながり、自らのライフスタイルを見直すきっかけとなります。	健康課

※13 プレママ：プレ（pre）とは、「以前の」という意味で、ママになる以前＝妊娠中の女性を指します。

事業 28		企業向け健康教育の実施	
事業の内容	事業効果	担当課	
企業に所属している働き盛りの世代を対象に、生活習慣の正しい知識を普及し、自身の生活習慣を振り返ることにより、生活習慣病の予防を図ります。	働き盛りの世代の健康づくりにつながり、自らのライフスタイルを見直すきっかけとなります。	健康課	

事業 29		ニュースポーツフェスティバルの開催	
事業の内容	事業効果	担当課	
生涯にわたりスポーツに親しめるよう、気軽に取り組めるニュースポーツの体験を通し、市民の世代間交流と健康の維持増進、生涯スポーツの普及に努めます。	スポーツを通じて、幅広い世代の健康増進につながります。	スポーツ振興課	

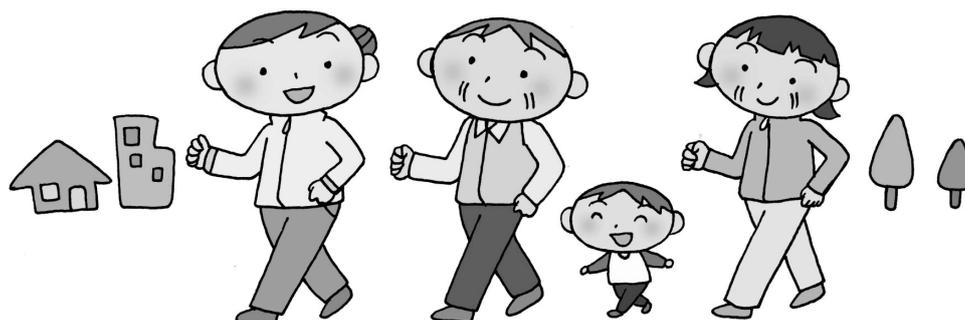
事業 30		女性サポートセンター講座	
事業の内容	事業効果	担当課	
働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開設します。	働く女性を中心とした女性の健康づくりにつながります。	人権・男女共同参画課	

事業 31		各種公民館事業の充実	
事業の内容	事業効果	担当課	
子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした生きがいつくりや健康づくりに関する講座を開催します。	男女が共に健康的に暮らすための基礎的な知識習得につながり、自らのライフスタイルを見直すきっかけとなります。	各公民館	

事業 32		杉並木大学校の開催	
事業の内容	事業効果	担当課	
生きがいのある豊かな老後の創造のため、高齢者に学習の場を提供します。	高齢者の生きがいつくりにつながるとともに、地域において、男女双方の能力と視点を生かした地域づくりが促進でき、男女が共に活躍する場が広がります。	中央公民館	

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
プレママ教室の男性参加者数 (延べ)	35 人	50 人
杉並木大学校の受講者数	76 人	120 人



8 援助を必要とする人への支援

高齢者、障がい者やひとり親など、様々な困難を抱える人々が地域で安心し、自立した生活が送れるよう支援を行います。

■事業内容

事業 33		在宅介護オアシス支援事業
事業の内容	事業効果	担当課
乳幼児及び児童に対する保育並びに障がい者及び高齢者に対する日常的な集いの場を提供し、子育ての支援並びに障がい者及び高齢者の孤独感の解消、生きがいの増進等を図ることで、在宅介護を支援します。	高齢者や障がい者等を介護している家庭や子育て中の家庭の身体的、精神的負担の軽減につながります。	高齢福祉課

事業 34		地域包括支援センター※ ¹⁴ 事業包括的支援、介護予防事業
事業の内容	事業効果	担当課
介護や福祉に関する様々な困りごとを電話や来所、また訪問により相談を受け、保健師と主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が連携しながら高齢者やその家族の方たちの生活を支援します。 また、高齢者が、介護を受けることなく元気に過ごせるよう、運動教室や閉じこもり予防教室などの事業を行います。	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができます。また、運動や閉じこもり予防教室に参加することにより、要介護状態等にならないように生活機能の低下を予防し、高齢者同士の交流を図ることができます。	高齢福祉課 地域包括支援センター

事業 35		障がい者相談支援事業
事業の内容	事業効果	担当課
障がいのある人の地域における生活を支援するため、障がい者相談支援センターの相談専門員が窓口となり、各種福祉制度の紹介や障がい福祉サービスの利用の調整などを行います。	障がいのある人やその家族からの様々な相談に応じ、総合的な観点から適切な支援を行うことで、障がいがあっても安心して暮らせる環境を整えることができます。	生活福祉課

※¹⁴ 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

事業 36		ひとり親家庭への相談・自立支援の充実
事業の内容	事業効果	担当課
ひとり親に対し、様々な相談を受けるとともに、就労をはじめ自立に向けての支援を行います。	ひとり親家庭の生活を安定させるとともに、自立につなげることができます。	人権・ 男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
在宅介護オアシス支援施設利用者数 (延べ)	19,815 人	23,000 人



9 安全・安心なまちづくり

市民一人ひとりを市民全体で守るという共通認識を持ち、だれもが安全・安心な生活が送れるよう、地域ぐるみで防災・防犯活動に取り組むとともに、健康へ影響を及ぼす環境の安全にも男女双方の視点から取り組みます。

■事業内容

事業 37		自主防災組織事業	
事業の内容		事業効果	担当課
災害等から地域社会を守ることを目的として自治会等を構成する住民が、自発的に結成し防災活動を実施します。		男女が共に協力して地域防災活動を展開することにより、地域全体の防災のまちづくりに寄与します。	総務課

事業 38		環境学習会の実施	
事業の内容		事業効果	担当課
市民を対象として、自然保護、ごみ減量、地球温暖化や自然体験活動など、環境に関する学習会を実施します。		環境問題への関心を高めるとともに、家庭や地域などの身近な場において、男女が共に環境活動に取り組むことができます。	環境課

事業 39		ひかりの郷にっこう出前講座【再掲】	
事業の内容		事業効果	担当課
市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供します。		防災や救急救命などの講座を提供することで、安全・安心に暮らすため市民自らが考え学ぶ学習機会が創出されます。	中央公民館

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
自主防災組織結成自治会数	207 自治会	225 自治会
環境学習会等の開催回数	13 回	41 回

施策の方向5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

現状と課題

男女が共に、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に同等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

仕事を中心に行っている人、家事・育児や地域活動を中心に行っている人など様々ですが、ワーク・ライフ・バランスとは、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりが子育て期、中高年期といった人生の様々な段階に応じて、希望する「自分らしい」多様な生き方が選択・実現できることを指します。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって、仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができるなど、豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた、多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

さらに、企業にとっては、優秀な人材の確保と定着、従業員のモチベーションアップと心身の健康保持、これらによる生産性の向上や、イメージアップというメリットが生まれ、さらに相乗効果として、家族で過ごす時間の充実や地域活動の活性化等、社会全体の好循環につながります。

しかし、アンケートでは、男女共に『『仕事』と『家庭生活』と『地域活動・個人の活動』をともに優先』する生活を理想とする割合が最も高くなっているものの、現実では男性は仕事、女性は仕事と家庭生活を優先している結果となっており、理想の生活を送れていない状況となっています。

また、事業者対象調査をみると、ワーク・ライフ・バランスを進めるための制度の導入状況については事業所によって差があり、また、制度がある事業所でもあまり利用がされていないという状況となっており、仕事と家庭の両立のためには、「保育園等、社会のサポート体制の充実」が最も求められています。

男女共同参画社会の構築に向け、行政だけでなく、市民、地域活動団体等様々な主体が連携し、ワーク・ライフ・バランスの観点から、男女の働き方、家庭・地域とのかかわり方を見直し、自らが多様な生き方を選択できるよう、家庭、地域、職場等様々な環境を整備する必要があります。

具体的な取り組み

10 子育て・介護サービスの充実

男女が共に、子育てや介護を担うことができるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護サービスを提供します。

また、誰もが安心して子育て・介護をしながら、仕事や地域活動に参画することができるよう、社会全体で子育て・介護を支援する取り組みを促進します。

■事業内容

事業 40		乳幼児健康相談	
事業の内容		事業効果	担当課
身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等を行います。		乳幼児の健全な発達と健康づくりにつながるとともに、子育て家庭の育児不安等の解消につながります。	健康課

事業 41		保育サービスの充実	
事業の内容		事業効果	担当課
多様な子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育、休日保育、延長保育、障がい児保育などの様々な保育サービスを提供します。		多様化する家庭のニーズに応じた子育て環境の整備につながるとともに、子育て世帯の就労支援につながります。	子育て支援課

事業 42		ファミリーサポートセンター ^{※15} 推進事業	
事業の内容		事業効果	担当課
病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、地域の相互援助による、ファミリーサポート事業を充実します。		会員相互による子育て支援体制が整備でき、子育てと仕事の両立が図れる環境の整備につながります。	子育て支援課

事業 43		地域子育て支援センターの充実	
事業の内容		事業効果	担当課
在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援など、地域子育て支援センター事業を充実します。		子育てに対する家庭内の理解が促進され、男女が共に参加する子育て体制の促進につながります。	子育て支援課

^{※15} ファミリーサポートセンター：地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業です。

事業 44 放課後児童対策推進事業		
事業の内容	事業効果	担当課
児童が放課後を安心して過ごすことのできる場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの施策と連携しながら総合的な放課後児童対策を推進します。	就業継続や再就職の支援となるとともに、多様な働き方を可能とする子育て環境の整備につながります。	子育て支援課

事業 45 日光市ホームヘルパー 2 級養成講座開催		
事業の内容	事業効果	担当課
ホームヘルパー 2 級の養成講座を市が主催します。	地域にホームヘルパーが増えることで、介護者の負担軽減につながります。	高齢福祉課

事業 46 介護サービスの充実		
事業の内容	事業効果	担当課
在宅福祉サービスや居宅サービス、施設サービスなど、様々な介護サービスを実施し、高齢者の生活の質の向上を図ります。	介護サービスを充実することで、介護者の負担軽減につながります。	介護保険課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
放課後児童クラブ等未設置数	3 校	0 校
ホームヘルパー 2 級養成講座受講者の男性の割合	16.7%	25%

11 働きやすい職場環境の整備の促進

男女が共に働きやすく、能力を発揮できる職場づくりのため、休暇制度や短時間勤務など、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた支援を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に情報提供・啓発を行います。

さらに、家族経営的な商工業・農林水産業に携わる男女が経営における対等なパートナーとして家族関係を築き、各分野において男女双方が活躍することができるよう、支援を行います。

■事業内容

事業 47 男女共同参画推進事業者等の表彰		
事業の内容	事業効果	担当課
日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者等を表彰します。	男女共同参画を推進している事業者等を表彰することで、周りの事業者等にも男女共同参画の推進を促します。	人権・ 男女共同参画課

事業 48 ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催		
事業の内容	事業効果	担当課
事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するため、意識啓発のセミナーを開催します。	男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができ、家庭と労働環境が改善されます。	人権・ 男女共同参画課

事業 49 ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの作成		
事業の内容	事業効果	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成し、配布します。	男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができ、家庭と労働環境が改善されます。	人権・ 男女共同参画課

事業 50 日光市農業農村男女共同参画推進事業		
事業の内容	事業効果	担当課
日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、日光市農業農村男女共同参画推進委員会を開催します。	家族経営協定を締結することで家庭内の就労環境が改善されるとともに、農業分野における担い手として女性の活躍の場が促進されます。	農林課

事業 51 日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会		
事業の内容	事業効果	担当課
農業農村の男女共同参画社会形成のための理解促進と意識の高揚を図ることを目的に講演会を開催します。	農業に携わる市民の男女共同参画に関する意識を高め、農業の分野での男女双方の活躍の場の拡大につながります。	農林課

事業 52 事業所等への男女共同参画に関する情報提供及び啓発		
事業の内容	事業効果	担当課
国及び県における労働に関する施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを掲示したり配布することで、男女共同参画に関する普及啓発を図ります。	性別に関係なく男女が共に能力を発揮できる職場環境の整備につながります。	商工課

事業 53 日光市若年者雇用創出奨励金の周知啓発		
事業の内容	事業効果	担当課
国が実施する「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金事業」を利用し、市内在住の40歳未満の若年者を、3ヶ月間トライアル雇用し、その後に正規雇用した市内事業者に対して奨励金を交付します。	トライアル雇用 ^{※16} の普及により、若い男女の能力の活用や社会進出の機会が増えます。	商工課

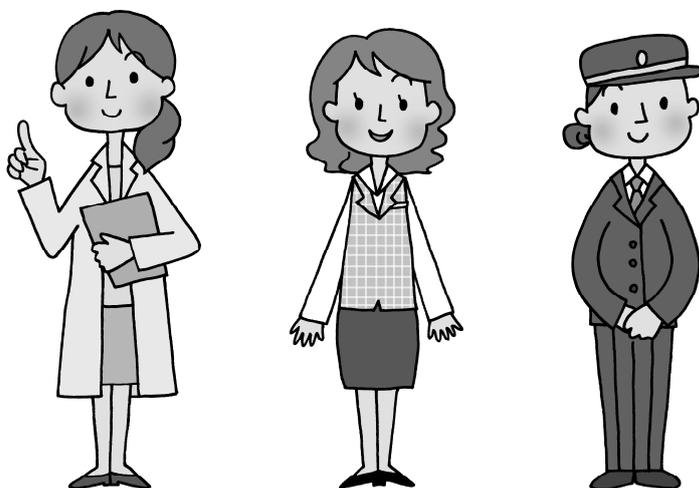
事業 54 日光市特定事業主行動計画 ^{※17} の推進		
事業の内容	事業効果	担当課
職員における『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)』と『仕事と子育ての両立』をめざして、日光市特定事業主行動計画を推進します。	市職員の意識改革につながります。また、市民や市内事業所のモデルとなることができます。	総務課

※16 トライアル雇用：業務を行うための適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により、就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3ヶ月）することです。

※17 日光市特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務付けられています。

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
男女共同参画推進事業者等の表彰数 (累計)	4 事業所	14 事業所
家族経営協定の締結数 (累計)	117 戸	123 戸
女性の認定農業者数 (累計)	15 人	19 人
市男性職員の育児参加休暇取得率	44.5%	70%



12 地域活動への参画促進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活を送ることができるよう、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

■事業内容

事業 55		市民活動支援センターの充実	
事業の内容		事業効果	担当課
市民活動団体等の活動への助言・支援・市民活動のリーダー養成・NPO設立支援・市民活動及びボランティア団体の交流の推進等を行います。		地域において、男女双方の能力と視点を生かした地域づくりが促進でき、男女が共に活躍する場が広がります。	生活安全課

事業 56		シルバー人材センター事業	
事業の内容		事業効果	担当課
知識、経験、技能を活かした職業の場を提供するとともに、各種研修会を実施します。		高齢者の生きがいがづくりと生活の糧となります。また、介護保険の要支援者数の増加の抑制につながります。	高齢福祉課 (シルバー人材センター)

事業 57		女性防火クラブ員地域防災活動事業	
事業の内容		事業効果	担当課
各地域に点在する防火クラブ員が中心になり、地域防災に関する事業を展開します。		防災の知識及び技能を効率的、効果的に地域の中に定着させることで、実践的な災害対応力の強化を図り、災害に強いまちづくりに寄与します。	消防本部予防課

事業 58		地域づくり市民講座	
事業の内容		事業効果	担当課
わがまち「日光市」を愛し、地域の様々な課題への関心を持ち、より良い生活をめざして地域課題の解決に取り組もうとする意欲を高め、その解決に必要な地域参画力の技術や知識を学びます。		地域において、男女双方の能力と視点を生かした地域づくりが促進でき、男女が共に活躍する場が広がります。	中央公民館

事業 59		各種公民館事業の充実【再掲】	
事業の内容		事業効果	担当課
子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした生きがいつくりや健康づくりに関する講座を開催します。		生涯学習活動やまちづくりの場への参加を促すことにより、地域活動の活性化につながることが期待できます。	各公民館

事業 60		男女共同参画セミナーの開催【再掲】	
事業の内容		事業効果	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。		地域活動において、女性の能力を活用できるとともに地域活動の活性化につながります。	人権・男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市民活動支援センター登録団体数 (累計)	95 団体	120 団体
NPO法人数 (累計)	38 法人	45 法人
シルバー人材センター就業者数 (延べ)	72,738 人	73,000 人

Ⅲ 参画しよう

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められています。

女性自身のエンパワーメントを図り、政策・方針・意思決定過程への女性の積極的な参画を促進するとともに、身近な地域活動の場に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に活躍できる環境づくりが望まれています。

しかし、現状では、性別による固定的役割分担意識などにより、政策・方針・意思決定の場への女性の参画が少なくなっており、意識改革や人材育成等を実施し、女性の参画を促進していくことが求められています。

政策・方針・意思決定の場への男女双方の参画を目標とし、積極的に人材育成を図る事で、審議会・委員会等における女性の参画の割合を増やすことをめざします。



施策の方向6 政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

現状と課題

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針を作り出すことが可能となります。

しかしながら、政治や行政などの公的分野や民間企業・各種団体などの分野においても政策・方針・意思決定の場への女性の参画は少なく、女性の視点が様々な決定に十分に反映できているとはいえない状況です。

日光市においても、前期プランにおいて「審議会・委員会等における女性委員の割合」を35%以上にすることを目標として取り組んできましたが、平成23年10月1日現在で30.5%と、徐々に解消されてきていますが、目標達成には至っていない状況です。

そのため、今後も引き続き、審議会等における女性の比率を高めるとともに、女性のいない審議会・委員会等の解消に向けて、全庁的に取り組んでいく必要があります。

しかし、政策・方針・意思決定の場においては、女性が参加するだけでなく、積極的に参画していくことが重要となります。

そのため、女性自身の意欲を向上し、能力を政策決定等に生かせるよう、学習機会の提供を行うとともに、女性の人材育成に努める必要があります。



具体的な取り組み

13 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市の政策・方針決定に多様な視点を取り入れ、男女が共に暮らしやすい市としていくため、審議会・委員会等の委員への女性の参画を促進します。

■事業内容

事業 61	各種審議会及び委員会などにおける女性委員の登用率調査	
事業の内容	事業効果	担当課
市の審議会などにおける女性委員の比率を平成 27 年度までに、40%にすることを目標に、毎年度 10 月 1 日を基準日として調査、公表します。	各種審議会や委員会に女性の参画を促進することで、市政やまちづくりに男女双方の意見を反映させることができます。	人権・男女共同参画課

事業 62	クォータ制 ^{※18} 導入の促進	
事業の内容	事業効果	担当課
審議会・委員会等において、任命・選挙を問わず、一方の性が 40%を下回らないよう定めたクォータ制導入について促進します。	各種審議会や委員会に女性の参画を促進することで、あらゆる分野における男女双方の能力の活用につながります。	人権・男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
各種審議会・委員会への女性登用率 (女性委員のいない審議会・委員会等の数を 0 にする)	30% (18 審議会)	40% (0 審議会)

※18 クォータ制：積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が 40%を下回らないようにすることです。

14 人材育成の支援

市の各種団体や活動等において、エンパワーメントを図るため、学習機会を提供し、人材育成を支援します。

■事業内容

事業 63 リーダーの育成・支援		
事業の内容	事業効果	担当課
リーダーを育成するため、県事業である「次世代人材育成事業」や「女性教育指導者研修」、「男女共同参画セミナー」への参加を促進します。	あらゆる分野に男女双方の意見を取り入れるきっかけとなり、さらに幅広い活躍が促進されます。	人権・男女共同参画課

事業 64 女性サポートセンター講座【再掲】		
事業の内容	事業効果	担当課
働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進と人材育成を図るため、各種講座を開設します。	多くの男女に学ぶ機会が提供されることにより、人材育成につながります。	人権・男女共同参画課

事業 65 女性団体への活動支援		
事業の内容	事業効果	担当課
市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援を行います。	様々な活動に対する支援を行うことで、女性があらゆる分野においてエンパワーメントを図ることが出来ます。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

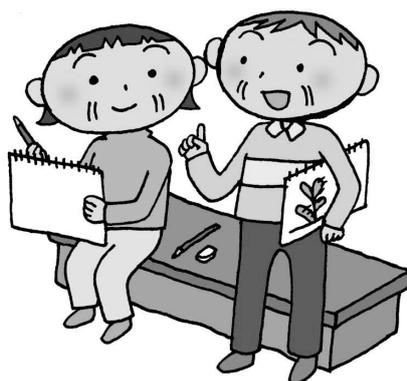
事業 66 栃木県男女共同参画地域推進員 ^{※19} 日光市連絡会への活動支援		
事業の内容	事業効果	担当課
「連絡会」の活動支援、及び情報提供を行います。	推進員により各地域で男女共同参画社会づくりが推進されます。	人権・男女共同参画課

事業 67 市民・市民団体への支援		
事業の内容	事業効果	担当課
NPO法人やボランティア団体等への活動支援及び情報提供を行います。	様々な活動に対する支援を行うことで、各地域で男女共同参画社会づくりが推進されます。	人権・男女共同参画課 生活安全課

^{※19} 栃木県男女共同参画地域推進員：男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
男女共同参画関係研修を修了して、地域で活動する男性推進役の数 (累計)	2人	7人



IV 推進しよう

男女共同参画の推進にあたっては、取り組む施策があらゆる分野にわたるため、総合的かつ計画的に展開していく必要があります。

男女共同参画は、国際的な動きと密接に連動しながら進める必要があるため、国際観光文化都市日光として、身近な地域で、性別や国籍にかかわらず、多様な生き方を認め合える意識を醸成するとともに、世界の女性の地位向上に貢献するため、国際理解と協力に向けて積極的に取り組みます。

また、本プランを全庁的な推進体制により、実効性のあるものにするとともに、市民と行政とが課題を共有する中でパートナーシップを構築し、事業所、団体等の活動と連携を図り、協働の関係をつくりあげることが大切です。行政、関係機関、市民一人ひとりがそれぞれの立場で本プランの目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

男女共同参画社会の実現をめざすという共通目標を、一人ひとりが認識し、それぞれの立場で推進に向けた取り組みを行います。



施策の方向7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進

現状と課題

男女共同参画の実現に向けた取り組みとして、女性が抱える課題は世界共通のものも多く、国連をはじめとする国際社会での取り組みの成果や経験を生かしていく必要があります。

また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されます。

本市は、世界遺産「日光の社寺」をはじめとする世界的な文化・産業遺産や自然環境など、豊富な観光資源に恵まれており、海外からも多くの観光客が訪れる国際観光文化都市であることから、外国人にやさしいまちづくりとともに、外国人をもてなす国際性が求められています。

今後も国際的な流れを理解しながら、国際交流や情報提供などを推進し、すべての市民が男女共同参画社会の実現に協力できるよう、市内在住外国人等との交流を促進します。

さらに、市内在住外国人等が、子育てや就労など男女共同参画に関わる課題及び言葉の違いなどから抱える悩みや不安に対して、生活上必要な情報や男女共同参画関連情報の提供に努める必要がありますが、その際に、多様な言語での対応を行っていく必要があります。

具体的な取り組み

15 国際的な取り組みの情報収集・提供

国連の世界会議等の国際的な動きや男女共同参画に関する先進国の取り組み事例、また世界の女性を取り巻く状況等の情報収集に努めるとともに、講座等の機会を通じて情報提供を行います。

■事業内容

事業 68	国際的な取り組みの情報収集と提供	
事業の内容	事業効果	担当課
国連の世界会議等の国際的な動きや男女共同参画に関する先進国の取り組み事例を市のホームページや広報紙「はーとふる日光」に掲載し、情報提供を行います。	世界の女性を取り巻く状況を知り、理解することで男女共同参画社会づくりが国際社会と連動しながら進められます。	人権・男女共同参画課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
世界の女性を取り巻く状況の情報提供	—	12 件



16 国際交流・支援の推進

男女共同参画に関する問題は、その国の社会状況や文化等によって形は変わっても世界共通の問題であるとの認識のもと、国際的な視野でものごとを考え、行動できるよう、国際交流活動への積極的な参画を促進します。

また、市内在住外国人等の日常生活に関する支援を行います。

■事業内容

事業 69		海外姉妹都市との交流	
事業の内容	事業効果	担当課	
海外姉妹都市である米国・サウスダコタ州ラピッド市と中高生の相互派遣や市民交流を進めます。	外国の文化や生活に触れ合う機会を提供し、国際的な視野を持った人材の育成が図られます。	観光交流課	

事業 70		在住外国人支援事業	
事業の内容	事業効果	担当課	
在住外国人が安心して生活できるよう日光市国際交流協会と連携し、日本語教室の開催や、多言語による生活関連情報のパンフレットの作成などを行い、在住外国人の生活を支援します。	在住外国人の支援はもとより、外国人も地域社会の一員であることから、多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らせる多文化共生のまちづくりが期待できます。	観光交流課	

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
海外姉妹都市間交流事業への参加者数 (年間)	20 人	40 人

施策の方向8 推進体制の充実

現状と課題

男女共同参画を進めていく上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画の形成をめざすという共通認識を持つことが必要です。各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくことが求められているため、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

また、男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、市単独での対応が難しいことも多くあります。そのため、国・県の制度によるべき施策等には要望を行っていくとともに、より広域的な取り組みが必要な問題については、関連自治体との連携による対応が必要となります。男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国・県の計画や方針については、積極的に情報提供に努めることも重要となっています。

さらに、男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を理解した上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、市が直接行う施策だけでなく、市民一人ひとりや事業所、団体、グループ、NPO法人等がそれぞれの立場でその意義を理解し、主体的な取り組みを展開することが重要です。

そのため、市民、事業所、団体、グループ、NPO法人等と行政との連携を密にし、互いの役割を果たしながら、対等なパートナーとして、連携と協働の関係を作っていくことが必要となっています。

具体的な取り組み

17 市の推進体制の充実

すべての職員が男女共同参画社会の実現をめざすという共通認識を持って職務にあたるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、男女共同参画の推進に向けた職場環境づくりを行います。

■事業内容

事業 71 男女共同参画社会づくり推進本部の運営		
事業の内容	事業効果	担当課
市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。	市行政が一丸となって男女共同参画施策を推進できるとともに、プランの事業評価と進捗管理を一体的に行うことが可能となります。	人権・男女共同参画課

事業 72 市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施		
事業の内容	事業効果	担当課
市職員を対象に研修を実施することで、セクシュアル・ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処方法を学習します。	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの撲滅、職場環境の正常化に向けた意識が向上します。また、市民に対して啓発や情報提供を行うことができる人材が育ちます。	総務課

事業 73 市職員の人事評価制度の実施		
事業の内容	事業効果	担当課
人材の育成を主眼において、個々の能力評価及び目標管理を用い業績評価による人事評価制度の確立を図ります。	能力、業績の評価を用いた人事評価制度を確立することで、性別によって左右されない客観性・公平性のある人事管理を行うことができます。	総務課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
人事評価の結果が、自分の能力を正しく反映したと感じた職員の割合	42.7%	80%

18 市民・地域・行政との連携

市民や地域など多様な主体が連携を図り、男女共同参画の推進に向けた環境づくりを行います。

■事業内容

事業 74 男女共同参画社会づくり市民会議の運営		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画社会づくりを効果的に推進するための市民 30 名からなる市民会議を設置し、研修や施策の推進を行います。	市民との連携、協働のもとに、プランを推進できます。また、市民の立場に立った男女共同参画施策の実施につながります。	人権・男女共同参画課

事業 75 市民・市民団体との連携		
事業の内容	事業効果	担当課
男女共同参画の自主的活動を行う市民団体、NPO法人、グループ等と連携を深めます。	地域で男女共同参画社会の意識を高めることができます。	人権・男女共同参画課 生活安全課

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市民団体・NPO法人等の活動発表の件数 (延べ) (フォーラム・セミナー開催時)	3 件	10 件

19 国や県・他自治体・関連機関との連携

計画の推進にあたり、国・県等関連機関との連携を図るとともに、先進事例について積極的に情報提供を行います。

■事業内容

事業 76		男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	
事業の内容	事業効果	担当課	
男女共同参画に関する調査結果やデータを提供します。	国や県の動向を正しく理解することができます。他自治体の最新の施策を知り連携することで、本市の施策を一層推進することにつながります。	人権・ 男女共同参画課	

事業 77		全国男女共同参画宣言都市サミットへの参加	
事業の内容	事業効果	担当課	
「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した自治体が集いサミットを開催し、交流を深めるとともに、連携と意識の高揚を図ります。	他自治体の男女共同参画に関する施策を理解することで、より市の取り組みを推進することにつながります。	人権・ 男女共同参画課	

■成果目標

項目	現状値 (H22)	目標値 (H27)
男女共同参画に関する情報の提供 (市ホームページへの掲載件数)	—	12 件

資料編

1. 「男女共同参画プラン日光(後期計画)」策定経過

日 時	会議等	備 考
H22/12/6	第1回検討委員会	・アンケート調査の実施について
H23/1/31 ～H23/2/16	計画策定に向けたアンケート調査①	・市内在住 20 歳以上の方を対象としたアンケート調査 ・日光市に事業所を構える従業員 10 名以上の事業所を対象としたアンケート調査
H23/2/18 ～H23/2/28	計画策定に向けたアンケート調査②	・農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事している経営者を対象としたアンケート調査
H23/4/14	第2回検討委員会	・アンケート結果報告書の報告
H23/4/25	幹事会会議	・アンケート結果報告書の報告
H23/5/11	推進本部会議	・アンケート結果報告書の報告
H23/6/30	審議会	・アンケート結果報告書の報告
H23/7/7	第3回検討委員会	・計画策定の基本的な考え方について ・後期計画の素案検討・協議
H23/8/30	第4回検討委員会	・後期計画の素案検討・協議
H23/9/22	第5回検討委員会	・後期計画の素案検討・協議
H23/10/7	幹事会会議	・後期計画素案について
H23/10/20	第6回検討委員会	・後期計画の素案修正案協議
H23/11/8	推進本部会議	・後期計画素案（協議）
H23/11/11	審議会	・後期計画原案を付議
H23/11/15	市議会全員協議会	・後期計画原案を報告
H23/12/1 ～H24/1/4	計画原案のパブリックコメント	・計画原案の周知、意見募集
H24/1/13	パブリックコメントの結果を推進本部に報告	
H24/1/16	市議会全員協議会に最終案を報告	
H24/1/18	審議会に最終案を報告	
		・計画書の印刷製本・配布及び概要版の印刷製本
		・市広報紙4月号の配布に合わせ概要版の配布

2. 日光市男女共同参画プラン(後期計画)検討委員会

日光市男女共同参画プラン(後期計画)検討委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 1 日

告示第 113 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会づくりを目指す基本計画の後期計画(以下「男女共同参画プラン(後期計画)」という。)を策定するために必要な事項について調査し、及び検討を行うため、日光市男女共同参画プラン(後期計画)検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画プラン(後期計画)を策定するために必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 男女共同参画プラン(後期計画)の策定に必要な関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他市長が男女共同参画プラン(後期計画)策定のために調査及び検討が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 日光市男女共同参画社会づくり市民会議委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員は、男女のいずれの委員の数も委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画プラン(後期計画)の検討が終了するまでとする。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を

総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 7 条 委員会は、第 2 条の規定による所掌事項を終了したときは、速やかに市長にその内容を報告するものとする。

2 市長は、男女共同参画プラン(後期計画)の策定に当たり、前項の規定により報告された内容を尊重するものとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

日光市男女共同参画プラン(後期計画)検討委員会委員名簿

任期：平成 22 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

平成 22 年 12 月 1 日現在（敬称略・順不同）

	役職名	氏名	所属団体（機関）等
1	委員長	柴田 志津子	公募委員
2	副委員長	添野 哲哉	(社)今市青年会議所
3	委員	石川 正美	学識経験者
4	委員	平 英一	日光市自治会連合会
5	委員	奥村 千賀子	日光市女性団体連絡協議会
6	委員	神山 タキ子	日光市女性団体連絡協議会
7	委員	手塚 由美子	日光市小中学校教頭会
8	委員	上吉原 明夫	日光市小中学校教頭会
9	委員	金子 尚志	日光市幼稚園・保育園・小学校連絡推進委員会
10	委員	三ッ山 泰弘	(社)日光青年会議所
11	委員	阿久津 常子	日光市農業士会
12	委員	高橋 園子	公募委員
13	委員	中村 美枝子	公募委員
14	委員	長谷川 敬	公募委員
15	委員	福田 昇	公募委員

3. 日光市男女共同参画社会づくり推進本部

日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置規則

平成 18 年 6 月 2 日

規則第 291 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を図るための施策を総合的かつ効果的に推進するため、日光市男女共同参画社会づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりのための施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりのための施策に関する関係部課間における連絡及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの推進に関して、必要と認められること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 推進本部の委員のうち女性委員の比率は、40 パーセント以上とする。
- 3 本部長は市長とし、副本部長は副市长及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(平 18 規則 299・平 19 規則 30・一部改正)

(任期)

第 4 条 推進本部の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第 5 条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 会議に付すべき事項について、推進部会と協議及び調整を行い、原案を作成すること。
- (2) 推進本部が決定した施策の推進に関する調査研究及び実施に関すること。
- 3 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は健康福祉部長の職にある者を、副幹事長は健康福祉部人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 7 幹事会は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる者以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平 21 規則 39・平 22 規則 33・一部改正)

(推進部会)

第 8 条 推進本部に幹事会の会議に付議すべき事項について、調査又は研究をするため、推進部会を置く。

- 2 推進部会は、別表第 3 に掲げる者をもって組織する。
- 3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、別表第 3 に定める職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、推進部会の会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 推進部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。(推進班)

第9条 部会長は、推進部会が処理すべき事項について調査及び研究するため特に必要と認めるときは、推進班を置くことができる。

(事務局)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課(以下「人権・男女共同参画課」という。)において処理する。

2 推進部会及び推進班の庶務は、人権・男女共同参画課において処理するものとする。

(平21規則45・全改)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月15日規則第299号)

この規則は、平成18年7月15日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第30号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月20日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第36号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平19規則30・全改、平20規則44・平21規則39・一部改正)

企画部長 総務部長 市民環境部長 健康福祉部長 観光部長 産業部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 日光総合支所長 藤原総合支所長 足尾総合支所長 栗山総合支所長 教育次長 議会事務局長 消防長 本部長が指名する管理職にある女性職員又は

管理職に準ずる女性職員

別表第2(第7条関係)
(平21規則45・全改)

幹事長 健康福祉部長
副幹事長 人権・男女共同参画課長
幹事 企画部 総務部 市民環境部 健康福祉部 観光部 産業部 建設部 上下水道部 教育委員会 会計 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 消防本部 日光総合支所 藤原総合支所 足尾総合支所 栗山総合支所の各所属部等から推薦された職員

別表第3(第8条関係)

(平21規則45・全改、平22規則33・平成23規則36・一部改正)

部会長 健康福祉部長
副部会長 人権・男女共同参画課長
部会員 総合政策課長 行革・情報推進課長 秘書広報課長 総務課長 財政課長 管財課長 税務課長 収税課長 契約検査課長 生活安全課長 市民課長 保険年金課長 環境課長 高齢福祉課長 介護保険課長 生活福祉課長 子育て支援課長 健康課長 観光交流課長 観光振興課長 商工課長 農林課長 都市計画課長 まちづくり推進課長 建設課長 維持管理課長 建築住宅課長 下水道課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 中央公民館長 今市図書館長 歴史民俗資料館長 議事課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防本部総務課長 消防本部予防課長 消防本部警防課長 消防本部通信指令課長 今市消防署長 日光総合支所総務課長 日光総合支所市民福祉課長 日光総合支所観光課長 日光総合支所産業建設課長 日光足尾教育行政事務所長 日光消防署長 藤原総合支所総務課長 藤原総合支所市民福祉課長 藤原総合支所観光課長 藤原総合支所産業建設課長 藤原栗山教育行政事務所長 藤原消防署長 足尾総合支所総務課長 足尾総合支所市民福祉課長 足尾総合支所観光課長 足尾総合支所産業建設課長 栗山総合支所総務課長 ダム地域振興課長 栗山総合支所市民福祉課長 栗山総合支所観光課長 栗山総合支所産業建設課長

4. 日光市男女共同参画審議会

日光市男女共同参画審議会規則

平成 21 年 3 月 31 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日光市男女共同参画推進条例(平成 21 年日光市条例第 5 号。以下「条例」という。)第 24 条第 6 項の規定に基づき、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において事業を行う個人、法人その他の団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に在住し、男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を有する者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

日光市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成23年10月1日～平成25年9月30日

平成23年10月1日現在（敬称略・順不同）

	役職名	氏名	所属団体（機関）等
1	アドバイザー	加藤 千佐子	作新学院大学女子短期大学部教授
2	会長	大島 裕子	日光市農業農村男女共同参画推進委員会
3	副会長	小栗 卓	(社)今市青年会議所
4	委員	宮脇 強志	日光市自治会連合会
5	委員	渡邊 護	日光商工会議所
6	委員	手塚 悦子	日光市男女共同参画社会づくり市民会議
7	委員	柴田 勇一	日光市男女共同参画社会づくり市民会議
8	委員	星野 隆司	連合栃木なんたい地域協議会
9	委員	永岡 俊彦	日光市工業連絡協議会
10	委員	鈴木 トミ子	日光市人権擁護委員協議会
11	委員	川村 万壽子	日光市民生委員児童委員協議会連合会
12	委員	高田 えり子	小中学校校長会
13	委員	鈴木 美瑛子	栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会
14	委員	平野 綾子	日光市女性団体連絡協議会
15	委員	伊藤 洋子	公募委員
16	委員	金山 欽治	公募委員

5. 日光市男女共同参画推進条例

日光市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 12 日

条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第 19 条—第 23 条)

第 4 章 日光市男女共同参画審議会(第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを

築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行わ

れる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進のための取り組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

3 市長は、基本計画の策定及び変更にあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するにあたっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

る。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施にあたっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出につ

いて、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。
第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第 19 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第 21 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第 22 条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 23 条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第 4 章 日光市男女共同参画審議会
(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第 24 条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な

施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

5 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

6. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979年12月18日
日本批准 1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根拠が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条【差別とならない特別措置】

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての

適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条【国籍に関する平等】

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条【雇用における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条【保健における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条【農村女子に対する差別撤廃】

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第 15 条【法の前の男女平等】

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

第 17 条【女子差別撤廃委員会】

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によ

つて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条【委員会の会合】

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を越えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部【最終条項】

第23条【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要

な措置をとることを約束する。

第 25 条【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条【発行】

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条【留保】

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長のあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条【紛争解決】

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、

いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条【正文】

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

7. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号 (同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成

は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同

参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の

形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。
〔後略〕

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支

援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の

発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令 (保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2

月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関

して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同

じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる

申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずる

ものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令

の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立

てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の

閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、

都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号） 〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

9. 用語説明索引

か行

- 家族経営協定** 17
家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っ取り決める協定です。
- 家庭教育指導者** 16
家庭教育のリーダーとして栃木県教育委員会主催の研修を受けた人で、家庭教育や子育てについて講座や相談活動を行うなど、地域に根ざした家庭教育支援を行います。
- クォータ制** 52
積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないようにすることです。
- 合計特殊出生率** 10
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

さ行

- 市民活動支援センター** 18
『市民が主役のまちづくり』を担うボランティアや市民活動団体の拠点施設として日光市が設置しています。
主に、市民活動団体等の活動への助言・支援・市民活動のリーダー養成・NPO設立支援・市民活動及びボランティア団体の交流の推進等を行います。
- 女性に対する暴力をなくす運動** 24
女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。
- 女性の労働力率** 12
人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。
- セクシュアル・ハラスメント** 23
性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

た行

- 地域包括支援センター** 39
地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。
- デートDV** 23
恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
- 栃木県男女共同参画地域推進員** 53
男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。
- トライアル雇用** 46
業務を行うための適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により、就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3ヶ月）することです。

な行

- 日光市特定事業主行動計画** 46
次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務付けられています。
- 認定農業者** 17
魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

は行

- 配偶者暴力相談支援センター** 23
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。
- ファミリーサポートセンター** 43
地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業です。
- プレママ** 36
プレ (pre) とは、「以前の」という意味で、ママになる以前＝妊娠中の女性を指します。
- 保護命令** 24
地方裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きい時、加害者に対し発する命令です。「接近禁止命令」と「退去命令」があり、加害者が保護命令に違反すると、刑事罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）に処せられます。

わ行

- ワーク・ライフ・バランス** 3
「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があると言われています。

男女共同参画プラン日光
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして
後期計画

発行 平成24年3月
編集 日光市健康福祉部 人権・男女共同参画課
〒321-1292
栃木県日光市今市本町1番地
TEL 0288-21-5148 (直通) FAX 0288-21-5105
E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp



一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして